

令和4年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和4年2月28日（月）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

大塚委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第50号 令和3年度徳島県一般会計補正予算（第14号）
- 議案第65号 令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 「新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議報告書」について  
（資料1-1, 1-2）
- 第1回・2回「特別支援学級運営充実検討委員会」会議概要について（資料2）

榊教育長

教育委員会関係の提出議案等につきまして御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は令和3年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計の欄に記載のとおり22億7,782万円の減額補正をお願いいたしております。

この結果、令和3年度一般会計の予算総額は768億6,438万2,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

特別会計でございますが、グローバル・文化教育課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い、1億1,235万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

3ページでございます。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして順次御説明を申し上げます。

まず、教育政策課でございますが、全日制高等学校管理費の①全日制高等学校管理費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、4ページ記載のとおり総額で9,335万円の増額補正をお願いいたしております。

5 ページを御覧ください。

コンプライアンス推進室でございますが、事務局費の①管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことに伴い、総額で3万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

6 ページを御覧ください。

施設整備課でございますが、学校建設費の①高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で7,039万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

7 ページを御覧ください。

教育創生課でございますが、計画調査費の②地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,046万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

8 ページを御覧ください。

教職員課でございますが、小中高等学校、特別支援学校の教職員給与費におきまして、教職員数の減などにより所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で21億1,000万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

9 ページを御覧ください。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で3億271万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

10 ページを御覧ください。

学校教育課でございますが、総合教育センター費の①総合教育センター管理運営費におきまして、教育情報ネットワーク管理費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で8,083万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

11 ページを御覧ください。

グローバル・文化教育課でございますが、事務局費の②管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億6,549万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

12 ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計の①奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億1,235万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

13 ページを御覧ください。

特別支援教育課でございますが、学校建設費の①特別支援学校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億5,114万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

14 ページを御覧ください。

人権教育課でございますが、教育指導費の④国庫返納金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で965万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

15 ページを御覧ください。

体育学校安全課でございますが、保健体育総務費の③学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で6,376万5,000円の減

額補正をお願いいたしております。

16ページを御覧ください。

最後に、生涯学習課でございますが、社会教育総務費の④青少年教育費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,216万円の減額補正をお願いいたしております。

17ページを御覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

施設整備課における産業教育設備整備事業費におきまして繰越予定額165万円を、福利厚生課における福利厚生費におきまして繰越予定額2,100万円を、体育学校安全課における保健管理指導費では9月定例会で予算の御承認を頂きました学校における戦略的モニタリング検査推進事業の一部について繰越予定額6,100万円をそれぞれお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更についてでございます。

9月定例会で繰越しの御承認を頂きました特別支援教育課における特別支援学校施設整備事業費におきまして、全体的な執行計画の精査を行い、翌年度繰越予定額の補正後欄にあります1億6,299万9,000円に変更をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出案件の御説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、2点御報告を申し上げます。

1点目は、新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議報告書についてでございます。資料1-1を御覧ください。

当会議は、徳島県公立高等学校の目指すべき将来像についての検討を目的として設置されました。昨年2月から本年1月にかけて計6回開催され、去る2月10日、当該検討会議会長より報告書が提出されました。

報告書では、資料の提言の概要1から3に記載のとおり特色化・魅力化を図るための方策、協働的な学びの確保に向けた方策、地域の拠点としての施設の利活用の方策について提言がなされています。

本提言を受けて、本県高校教育での学びを一層進化させるため、より具体的な内容について検討する必要があると考えておりますので、地域の方々や学校関係者などからなる高等学校魅力化推進委員会（仮称）を新年度の早い時期に立ち上げ、今後の生徒数の減少を見据えた普通科高校を中心とする学校の適正規模や適正配置、さらには、高校の特色化や魅力化などの具体的な今後の方針について検討を進めてまいります。

なお、報告書については資料1-2として添付しております。

続きまして、2点目は第1回、第2回特別支援学級運営充実検討委員会会議概要についてでございます。資料2を御覧ください。

2月1日及び2月18日に開催されました第1回、第2回会議において、検討委員から出された御意見について御報告させていただきます。

まず、第1回会議で出された主な意見として、（1）検討事項1の特別支援学級に関わる教員の専門性向上については、将来教員になる大学生やリーダーになる現職の先生方にも、特別支援に関わる専門性が育つような仕組みを作っていただきたいなどの御意見を頂きました。

次に、第2回会議では、（1）検討事項2の校内支援体制の充実・連携強化については、特別支援学級担任を孤立させることなく、交流学級担任や管理職など職員全体で一人の児童を支援するよう考えていくべきといった御意見を頂きました。

最後に、（2）検討事項3の相談支援体制の充実については、特別支援学校のセンター的機能を活用し、県下の特別支援学級が定期的にオンラインでつながり、事例検討をする取組も有効であるといった御意見を頂きました。

第3回の会議では、これらの御意見を踏まえつつ、検討委員会における報告書案について具体的な御協議を頂く予定としております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

大塚委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岡田委員

最後の委員会ですので、何点か質問させていただきたいと思います。

まず、先ほど教育長のほうから説明がありました新しい高校の取組というところの話です。それに併せて高校入試の制度が来年度から変わるということで、今の中学校2年の子供たちは、令和4年度、新しい制度で高校入試が始まると、9月議会からそんな話が出ていました。

それと、11月議会と12月末には各中学校に新しい制度として報告して、保護者にも伝えるというようなやり取りだったと思うんですけども、実際にこの委員会にも上げられまして、この制度が変わりますという話をされてきました。

今、教育長から報告書の説明をされたんですけど、それは学校の在り方の方針なので、また違う組織として選抜方法改善検討委員会というのを立ち上げて、入試の制度を議論されてきました。

その中で、今回はスポーツのみならず文化部にも推薦枠を広げて、子供たちの活動に対して文化もスポーツも両方を推薦できるような制度になりますというのが、一つの大きな目玉だったと思われるんです。

委員会の中で、何度か課長にも、どういう文化が対象になるんですかとお伺いさせてもらったんですけど、まだ検討中ですよという話でした。

結局、11月議会の付託委員会でもその中身は出てこなくて、委員会が終わって議会が終わった後に、実際にあわ4文化大モチーフを用いた阿波おどりと人形浄瑠璃に決まりましたというお話があったんです。

委員会の議事録までは見返していませんが、委員会のやり取りの中で、あわ文化4大モチーフという話は一度も答弁の中に出ていなかったと記憶しているのですが、なぜ突然に最終的にあわ文化4大モチーフの阿波おどりと人形浄瑠璃というのに決まったのでしょうか。その経緯を教えてください。

向井グローバル・文化教育課長

岡田委員から、新しい入試制度の実績重視枠に阿波おどりなどのあわ文化4大モチーフが指定された経緯について御質問がございました。

今お話にありましたように、入学者選抜方法改善検討委員会において各委員からいろいろな御意見を頂いたのですけれども、特に文化部活動に関するところで申し上げますと、文化部の指定分野を新たに設けてはどうか、全体的に文科系の募集を増やしてはどうか、それから、文化部の目的は運動部と異なり、競うことよりも文化的な資質を広げ高めていくことであるので、徳島県として推進したい分野を実績重視枠とすべきというような御意見を頂いたところです。

県教委としましては、こうした御意見を踏まえるとともに、さらにその後、高等学校文化連盟、それから中学校連盟の各会長さんや各関係学校等外部の方々の意見を集約するなどし、県として推進したい実績重視枠の文化部指定分野については2本柱で考えることといたしました。

その1本目の柱ですが、文化芸術活動の音楽、美術、書道ですけれども、この分野における人材育成としまして、県内唯一の芸術科を有し、平成27年度より芸術・文化リーディングハイスクールとして指定している名西高等学校において、充実した指導者による指導や文化芸術に高い関心と能力を持った生徒の切磋琢磨等を、整った環境の下で引き続き重点的に専門的な指導の充実を図り人材につなげてまいりたいと考えさせていただきました。

次に2本目ですけれども、こちらについては、あわ文化の振興及び後継者育成ということで、徳島が世界に誇るあわ文化4大モチーフの振興を図るとともに、後継者の育成が重要な施策であるとの考え方から、現在も熱心な部活動を行っている阿波おどり及び阿波人形浄瑠璃を指定分野とすることといたしました。

岡田委員

その基本的な考え方は分からないわけではないのです。ただ、委員会でのやり取りの中で、あわ文化であったりあわ文化4大モチーフという話は一言も出てこずに、いきなり出てきた。委員会の中で話されていたかもしれないですけど、これは勝手に聞いているほうが思っていたかもしれないかもしれませんが、文化部の話となれば吹奏楽であったり、先ほど課長がおっしゃった書道であったり、美術であったりという既存の文化の分に推薦枠ができて、子供たちの新しい励みになるような制度になったというふうに解釈していたことが間違いなのかもしれませんが、そういうふうに間違われるような答弁をされていたのは、教育委員会のほうにはそういうつもりはなかったのでしょうか。

向井グローバル・文化教育課長

委員会の中で、伝統文化であるとか、そういうものについて考えているというような答弁はあったと記憶しております。

岡田委員

それだったらそれで伝統によるというところで。

もう一つ疑問なのは、阿波おどりとか、人形浄瑠璃の評価の仕方というところです。高校入試の推薦枠なので、評価の仕方、在り方の基準が定められていないような、芸術分野に関しても同じような話なんですけれど、先ほど言ったような美術や書道というのは、今までにいろんな芸術を評価する何とか展という部分とか、文科省推薦の書道展とかいうのがあるので、それぞれの方たちの実績といいますか、経験実績というものを評価する対象というものがあると思うのです。ただ、阿波おどりに関しましては、私の知り得る限り右手右足、左手左足を動かせば阿波おどりという、その形で自由に表現することが目的の文化であり、尊ばれるところが、入試制度になりますと、それをどのように評価していったらいいか、その入試の選考分野に取り入れていくのかというのは非常に疑問が残るといいますか、不安といいますか、受ける側もどれだけのレベルになったらいいのかわからない。

また、当然入試なので、阿波おどりで入試を受けたい、人形浄瑠璃で入試を受けたいという子供たちに基準を明確に表記していただかないと、受けられるレベルというのが子供たちにとってもわからないし、学校サイドにとっても、どれくらいの子供たちを推薦枠で推薦していいのかが非常に未知数なところでありますので、そのあたりを教育委員会としてどのように公平性と明確性と透明性を担保される予定なのでしょうか。

向井グローバル・文化教育課長

評価についての御質問がございました。

まず、実績重視枠全般の選考においてですが、各学校が生徒募集案内の中で示す出願要件を満たす生徒について選抜を行ってまいります。

その選抜についてですが、具体的には調査書、育成型選抜学力検査、活動記録及び実技等の四つを必須資料とし、面接を選択資料として当該高等学校学科等の教育を受けるに足る能力、適正等を総合的に判断し選抜することとしております。

なお、実技等のところでございますが、例えば阿波おどりの場合には阿波おどりの実演に加え、意見発表等という形での生徒のプレゼンや口頭での説明なども含むパフォーマンスを想定しております。この内容についても各学校が生徒募集案内の中で示すこととしております。

さらに、その実技等の評価方法については、学校ごとに採点の観点や基準を達成し、それに基づき阿波おどりの経験者を含む複数の教員により、客観的かつ公平に評価をすることとしております。

岡田委員

高校入試なので文化系であろうが、体育系であろうが、一般入試であろうが、少なくとも公平と平等というか、公平と公明性と、先ほど言ったように透明性を説明できるように、可否という結果がきちんと出てくるわけなので、何で私が、何で僕がという部分がちゃんと説明できるように、みんなが納得できるような取組として、是非きちんとしていただきたいと思います。

先ほど言ったように、新しく導入された今回の二つの文化分野ですので、どういう子が受けたらいいのかわからない。是非そのあたりも事例を出すなり。

また、教育委員会がどのような子供たちを想定されているのか分かりませんが、少なくとも自分だったら受けられるのかなとか、自分だったら受けていけるのかなというところを説明していただく。最初のスタートの年なので、子供たちにとったら未知数なところに挑戦してもらおうというところで、勇気を出してもらわないといけないというところもあると思いますので、しっかりと丁寧に説明していただいて、子供たちにとっても、それだったら受けたい、それだったら自分がやってきたことが一つ社会貢献になる、今の話だったら、いろんな活動の礎になるよという話だったので、子供たちが頑張れるんだと思えるような将来を見据えた活動として、それを取り組んでいくんだという志を持てるような子供たちが受けられるような体制を是非作っていただきたいと要望させていただきます。

しっかりと受けてもらって、徳島の文化を継承していくという気概を持って頑張ってくれる徳島で育つ子供たちを育成できるような環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ言うならば、人形浄瑠璃は学校によってされていますが、阿波おどりは中学校に部活がないので、その部分で部活動ができていない。部活がないという中での選考になっていきます。

そのあたりが、どうして阿波おどりだけというような不平等感を持たれないように、いろんな活動をされている中学校の部活がありますので、その部分での公平性です。やっぱりそこは説明責任といいますか、そう決めたからには説明して、子供たちにチャレンジしてもらえよう体制づくりをしっかりととっていただきたい。

また、保護者の方に対しても、なぜというような疑問が残らないよう制度設計をしっかりとしていただいて、まずは最初の年に応募してくれる子供たちが、受けたい、それだったら私も行く、私も受けられると言うような、きちんとした取組になるように、明確な指標を是非示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それともう一つ、先日来、新聞で割とにぎわっておりました分散登校の在り方で、いろいろな御意見を頂いたので質問させていただきたいのですけれど、まず、実際に県立学校においてはどのような取組をされていたのでしょうか。

#### 佐山学校教育課回帰創出・消費者教育担当室長

ただいま岡田委員から、分散登校について御質問を頂きました。

分散登校につきましては、2月7日から2月18日に実施しましたが、特別支援学校を除く県立学校37校については全て2月9日から2月15日にかけて実施しました。

その実施形態としましては、クラスを半分に分けて1日おきの登校又はクラスを半分に分けて午前、午後の登校、それから学年を分けての登校というふうに教室の人数を減らす形で登校しております。

登校しない生徒につきましては、オンライン学習を実施いたしました。

#### 岡田委員

その分散登校の仕方というのは各学校が選べるというところで、教育委員会のほうではどのような指導、通達をされたのでしょうか。

佐山学校教育課回帰創出・消費者教育担当室長

ただいま、分散登校の方法ということで御質問を頂きました。

県教委のほうから先ほど説明いたしました3例を提示いたしまして、各学校の実態ですとか、状況に応じまして適切な方法をとるという形でしております。

岡田委員

ありがとうございます。

それで、学校名が新聞に出ていました富岡東高校の学校の子供たちにとっては、分散登校の在り方というところに疑問を持たれているというふうに思ったのですが、いずれにしても各県立学校によって子供たちが通学している範囲とかは違うので、それぞれ一律に同じような分散登校の在り方というところで、今おっしゃっていた三つ、ある程度はそれぞれの学校が取り組んでいるであろう事例を示されたというお話でした。

それはそれでいいのかなと思うのですが、コロナになって2年目になり、タブレットを配られてからもう1年が来ようとしているので、当然、オンラインの中継配信であったり、いろんな子供たちの学習方法というところで、決められたものがきちんとできていると私たちも思っていたのです。

しかし、実際に子供たちの声を聞きますと、それぞれの学校でやり方が違っていたというような話なんですけれど、基本となるのは授業の構築をどうしていくかという話ですので、それはどこの学校も分散登校の在り方がどうという話ではなくて、子供たちがオンラインなり、リモートを使うなり、学校に来られない時間の学びの保障をどうするかというところが根底だと思えます。

ですので、今のお話の中にあっただけですが、少なくとも子供たちの学ぶ機会をどのように保障するつもりで、どういうふうなことをもって子供の学びを保障しようとしていたのでしょうか。

佐山学校教育課回帰創出・消費者教育担当室長

ただいま、学びの保障ということで岡田委員さんから質問がありましたが、まず、今回の分散登校の期間中に、多くの学校が双方向型会議アプリZoomを活用しまして朝のホームルームですとか、授業のライブ配信を実施しております。先ほど申し上げましたように、県立学校37校で実施いたしましたが、そのうち29校がその取組を行っております。

一方で、それ以外の学校につきましては、先ほど申し上げましたように、午前、午後に登校するような方法をとった学校もございます。そういった学校につきましては、生徒が毎日登校することや午前、午後に同じ時間で同じ内容の授業を実施するというふうな方法もっております。さらに、学習支援アプリを活用した課題配信ですとか、オンデマンドでの授業配信など、遠距離通学の生徒も配慮しました方法で学びの保障をしております。

県教育委員会としましても、臨時休業や学級閉鎖の際には、今回の分散登校で各学校が得た様々な指導のノウハウを生かしながら、生徒が端末を有効に活用して学びの継続に取り組んでいけるよう指導していきたいと考えております。



岡田委員

それは分かっているのですけれど、そのオンデマンドについては録画してということですよ。そうしたら、Zoom配信はリアルタイムでの配信という解釈でよろしいのでしょうか。

そうしたら、その場合、各学校でそのコンテンツというか、オンデマンドの授業の内容を確保する部分と、Zoomで同時配信できるツールを使って配信できるという部分は各学校で構築できているという説明ですよ。

佐山学校教育課回帰創出・消費者教育担当室長

ただいまコンテンツのことでお話を頂きましたが、Zoomを活用した場合につきましては授業のライブ配信という形になりますが、オンデマンドにつきましては授業の様子を録画したものを配信するという形で、各学校が準備していただいたというふうな形になります。

岡田委員

そうしたら、今の説明を聞いたら子供たちが読者の手紙に書かれているような話とか、富岡東高校の新聞の記事とかが出てくるのがおかしいなというふうな印象を受けるのですけれど、実際に家で受信されて配信を見ているところとか、いろいろな部分で機材の不具合もあるのか。それとも、家庭内の通信環境によってそれぞれ差があるのかというところで、子供たちが思っているように授業が受けられていなかったというところからこの現状になっているかと思うのですけれど、そのあたりはどのように分析されているのですか。

木屋村学校教育課長

ただいま岡田委員から、学校からのオンラインでの配信について、家庭でうまくいっているのかというような質問もあったかと思えます。

新聞の記事のほうに出ておりました件でございますが、まず、通信環境のところについては、総合教育センターのほうで各学校の通信容量、通信状況はモニタリングしております。容量的には問題ないということを確認しておるところでございます。

ただ、例えばでございますが、学校で教員がZoomを活用して、なおかつ教員が使うデジタル教科書を用いて家庭に向けて配信する際、そのときに最初の立ち上げの段階でちょっと不具合が出たりするケースがあったのですが、それでも、その時間の中では十分通信は行えておったというふうに確認できているところでございます。

ただ一方で、家庭の通信環境によりまして、多少、家庭の通信状況といえますか、そこで立ち上げに不具合がちょっと起こったというのを生徒のほうから聞き取りで確認しているところでございます。

岡田委員

家庭の問題と言われると、それぞれ皆さん違います。一律に同じ基準で受けられているかと言ったら、それは全然また違う話になるのです。

そうしたら、学校側はきちんと配信できていたけれども、子供たちの受け取る通信環境

が違ったので、できた子とできなかった子がいるというお話だったら、家庭で受ける環境を整えられるように教育委員会も支援するべきだと思うのですけれど、いかがですか。

#### 古味総合教育センター所長

先ほど、一つは学校のICT環境、それから生徒のICT環境についての御質問がありましたが、学校でのICT環境については、今後活用が広まるように県立学校におきましてはアクセスポイント等の増設、それから、教職員の端末を最新のものに入れ替えたところがございます。これにより、教員からの配信、オンライン等はスムーズに円滑にできると考えているところでございます。

また、生徒のWi-Fi環境等も整えているところでございます。

そういうふうな円滑な整備によりまして、オンライン等がスムーズにできるように整備していただいております。

#### 木屋村学校教育課長

少し補足させていただきます。先ほど岡田委員さんの質問の中で、私の説明不足で申し訳ございません。

家庭での通信環境の部分でございますが、家庭で全く通信ができていなかったという意味ではございませんで、家庭の通信速度とかの関係で、学校ではなくて家庭のほうでの不具合の発生件数がちょっと多かったということで、授業のほうは家庭からでも見られて行えている状況でございます。

#### 岡田委員

その家庭の環境というのは、高校生の学生さんに兄弟がいたら一人ではなくて、小学校も中学校もタブレット端末を持って帰ってくるし、親がテレワークをしている。それで、大学のお兄ちゃん、お姉ちゃんがいたらテレワークで授業をしている。

そうすると、家庭の環境を幾ら整えると言っても、家族のみんながオンラインをすれば当然つながりにくくなる。それは想定内の話であって、今の課長のお話だったら、家庭の通信環境がない方だけにルーターを貸し出すのではなくて、必要な方の全員に貸し出してはどうですかと。それと、家庭の受信能力のサポートも考えていかないと、例えば家族5人が5人とも日中に同じようにオンラインで授業をするなり、やり取りするなり、仕事をするなりということになると、どんなにいい環境を作ったところで無理が生じるのは分かっている。

それと、平日の昼間という限られた時間内で、これから低学年の子供たちにとっても、市町村にとっても、みんながタブレットを持って帰って練習を始めますというような段階になってきているし、それぞれのところでみんなが同じ時間帯に使うと、学校と同じぐらいの速度がひよっとしたら家庭に必要なようになってくるような状況というのも想定されていくような話です。

それも踏まえて、家庭内での環境というのを整えていくために、家庭への支援というのは必要なのではないですかというお話です。今、センターの所長さんがおっしゃったようにそれぞれ機能を上げてくれているというお話なので、そうしたら、逆に言うと4月から

はちゃんといけるのですよねというお話に振り替えていきたいと思うのですが、いかがですか。

#### 古味総合教育センター所長

先ほど岡田委員から、4月からいけるのかというふうなお話を頂いたところですが、現在、教員のパソコン等も新しい物を導入しまして、オンライン配信等は今よりスムーズにいけると考えております。

また、家庭環境におきましても、Wi-Fiルーターの貸出し等を積極的に考えていきながら、オンライン等が非常時のときでもスムーズに対応できるようにしていきたいと考えております。

#### 岡田委員

もう明日は高校の卒業式ですので、今何を言っても3年生の子には届かない。3年生の子はタブレットを回収されているという話なので、1、2年生の子たちが今後、4月からは逆にコロナが収まって、4月から普通の日常に戻ることを一番に願っているのですけれど、そもそも万が一のときに備えるためにタブレットを活用するということであつたと思いますので、きちんとストレスなく学びができるように、充実した学生生活を少しでも送れるように、子供たちにとって必要な授業ができるように是非お願いしたいと思います。

それともう1点、授業もそうなのですけれど、小中学校の子供たち、特に小学校の保護者にとつたら子供たちがタブレットを使って学校の先生がおはようございますとか、授業をしていていなくても健康チェックであつたり、画面上で同級生の顔が見えるということがうれしいんですというようなお話も聞きましたので、その部分もうまく活用して、授業の在り方もきちんと構築していただきまして、授業するばかりではなくてコミュニケーションを取るツールとして是非活用してもらえたらなと思います。

そして、各家庭で自分の部屋でする分には、マスクをせずに顔を出してやり取りができます。初めて顔を見たと言う子もいたというような話も聞いたので、それはすごくさみしい話なんですけれど、今のコロナを乗り切るためにも、ある意味でうまくICT、デジタルを使ってもらって、コミュニケーションを上手にとる方法というのを特に小さい子供たちに対して構築していけるようなノウハウも是非積み上げていただきたいと思い、それも要望させてもらいます。

学校現場が休校になつたりして不安になつたときや勉強が心配だというときに、子供たちがきちんと学校とつながっていけるノウハウというものを、もう1年以上たちますので、多分そのあたりの先生方のルールというのも出来上がっていると思いますので、それぞれ構築していただきたいと思います。

それともう1点、平常時でも授業のオンラインを是非試みていただきたい。それは、どういうふうに撮ると黒板が見やすいとか、先生の声がどれぐらいだったら聞きやすいとか、動画になったらどれぐらいの速さで話すほうがいいのかというのは、先生方がスキルを上げてもらわなければいけないのです。

その時間をわざわざ取ってもらうというのはまた負担になるので、ふだんの授業の内容とかを撮り合っていたり、それぞれチェックしてもらって、こうしたほうが良いな

とか、こういうところは顔を上げたほうがいいなとかというのをしていただく。それも本当に先生方の自己スキルの向上につながるような意味合いを持って、是非、平常時、非常時というときまた大変が起こるのだけれど、平常時からそういうふうなことを蓄積していただいておりますと、そのノウハウがあればそれはそれで非常時ではなく平常時の延長上で対応できます。緊急時にあたふたせずに平常時のままで導入していったら、子供たちにも平常時のままで入っていけるのかなというふうに思います。

是非、そのあたりも先生方の技術、スキルを上げるという意味でも取り組んでいただけるように、それも特別にしてくださいと言うとまた大変が起こるのでそうではなくて、普通の授業の中で記録を取るなり、録画を撮るなり、配信してみるという挑戦をしていただけたらと思いますので、お願いします。

それから、今度は学校の教職員の定年の話なんですけれども、学校の教職員の定年延長というのが決まったと思うのですけれども、その中身はどのようになっているのでしょうか。

#### 今田教職員課長

ただいま岡田委員より、定年の引上げの状況について御質問がございました。

まず、国家公務員につきましては、令和3年6月に国会におきまして国家公務員法等の一部を改正する法律が成立いたしましたして、現行60歳の定年について令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とすること、また、令和5年度から管理監督職にある者につきましては、60歳となった翌年度以降、管理監督職以外の官職に異動させる、いわゆる役職定年制を導入することなどが決定してございます。

また、地方公務員につきましても、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が成立しまして、令和5年度からの定年の段階的な引上げや役職定年制の導入について、国家公務員と同様の措置が求められているところでございます。

今般のこれらの法改正は、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識技術経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらおうと同時に、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持することを目的としたものと承知しておりまして、教職員についても基本的に同様の考え方により対応していく必要があると考えております。

教職員の人事管理上の対応といたしましては、61歳以降もこれまでの経験や学校教育に携わる意欲を最大限に生かして働き続けられる雇用と、年金の接続に資する多様な働き方の確保や中長期的な観点に基づく新規採用者の安定的継続的な確保などに留意をする必要があると考えておりまして、令和5年度の新制度への移行に向けて県教育委員会として必要な検討に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡田委員

まだ段々と引き上げられるというところでの取組という話ですので、先生方の働くモチベーションを維持していただくとともに、働きがいのある職場になるように、先ほど課長がおっしゃったように構築された知識を更に活用して教育現場で活用できる体制になれば、学校現場が61歳以上の先生方の活躍する場として捉えられるのかなというふうに思います。

一つ確認したいのは、定年延長なので再任用と違って、結局、所得とかお給料は変わらずに定年延長されていくのですか。再任用になると給料が軽減されると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

今田教職員課長

ただいま岡田委員より、61歳以降の給与の取扱いについて御質問を頂きました。

国家公務員につきましては先ほどの法改正によりまして、60歳超えの職員の俸給月額、当分の間、60歳に達した日後の最初の4月1日以降、当該職員に適応される俸給表の俸給月額のうち当該職員の受ける給号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとされております。これは、現時点の民間給与における高齢雇用の実情を考慮して国のほうでそのような取扱いをするということが決められたものでございます。

地方公務員の60歳以降の給与月額につきましては、条例において必要な措置を定めるといふこととなっておりまして、地方公務員法における均衡の原則といった趣旨に沿って、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。

今後、令和4年度になればいろんなところで公表されていくのかなと思いますので、また注視していきたいなと思います。

今回最後ですので、学校現場は今コロナに振り回されていて非常に大変で、明日は高校の卒業式ですけれども、いろんなところで我慢したり、いろんなことができなかったというような思い出もありますが、逆に言うと、コロナで大変な時代を乗り切った子供たちですので、どんな困難があっても負けないよという自信は付いたと私は思います。

それで、新たな挑戦をしていくということに志を持って取り組んでいただきたいと思っておりますので、是非、教育委員会の皆様方も子供たちを応援できるような体制で、4月からはしっかりとオンライン授業も子供たちのタブレットの問題も解決していただきまして、また新しい入試制度も始まりますので、是非とも子供たちに寄り添いながらしっかりと徳島県の教育の構築に努めていただきたいと要望して終わります。

西沢委員

まず、障がい者の雇用と臨時の雇用、これはどのぐらいの方がおられますか。

今田教職員課長

ただいま西沢委員より、障がい者の雇用と臨時の雇用の数について御質問を頂きました。教職員のことでお答えさせていただきます。

障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、何パーセント以上という率が義務として課されております。手元にある令和2年の数字でお答えさせていただきますと、令和2年6月1日時点で、都道府県教育委員会については法定雇用率にて2.4パーセントが課されておりましたが、同時点における本県教育委員会における障がい者雇用率は2.46パーセントでございまして、法定雇用率を上回ってござい

ました。

また、事務局も含めての数字ですけれども、本県の教育職員につきましては、同じ時点の割合で1.41パーセントとなっておりまして、これは文部科学省が令和元年に全国の数字を調査しておりますが、そのときの全国平均値である1.27パーセントは上回っているというような状況でございました。

なお、実数については手元ございません。

#### 西沢委員

問題は単なる数字だけではないので、臨時職員は後で合わせてもらえばいいです。

これは障がい者の臨時の方、全般の問題なのですけれども、例えば3年継続したら試験を受け直すのですか。一応3年区切りですか。

#### 高崎教育政策課長

障がい者の会計年度任用職員については、学校現場、それから事務局に今年度は58名いらっしゃいます。会計年度任用職員の制度にのっとってということになりますので、任期としては1年になります。

#### 西沢委員

1年ごとというのは分かるのです。1年ごとが続くと同じ職場の中で3年までという話は聞くのですが、これは本当でしょうか。1年ごとになって最長3年で、もう一度なんか区切りがあるのかな。そういった話を聞くのですが、これは本当でしょうか。

#### 臼杵副教育長

会計年度の任用につきましては、今、課長のほうから申しましたように基本的な任期としては1年という区切りがございます。

その上で、例えばその方が再度採用ということになった場合に、ちょっと手元に資料がないのですけれども、恐らく3年が上限であったかと認識しております。

#### 西沢委員

通常雇用でも臨時の場合は一応3年ですかね。私が言いたい問題は、障がい者の方というのは精神的にもかなり不安定な人が多いのです。だから、例えばその職場で慣れている状態であれば最長が3年といえども替える必要があるのかどうか。精神的にもここで慣れているのであればそこでいいのではないのかなと。だから、そういう区切りがあるのかどうかというのがちょっとクエスチョンマークなのです。

そういう中で、教育委員会も個人のそういう障がい者の扱いを健常者の扱いとは違うようにしているとは思いますが、そういう区切りを余り気にしないでやってはどうか。障がい者の方々が働きやすい状態を考えてする必要があるのではないかと、そういうふうに思うわけです。

本音を言えば、障がい者雇用の臨時の全体のことではあるのですけれども、特に教育委員会ですので、そういう障がい者の教育ということも含めて考えてほしいと思うんです。

## 臼杵副教育長

会計年度任用職員につきましては、先ほど申したような現状であるのですが、一方で障がい者として採用も行っておりまして、例えば働きやすい職場環境づくりというのを非常に重視しているところがございます。例えば、サポートする方を常時見ていただけるような方を配置したり、工夫もしておりまして、そういう働きやすい環境というものもしっかりとやっていきたいと思っております。

また一方で、会計年度任用職員につきましては、地方公務員法に基づきます法律で規定されましたものがございますので、その運用につきましては一定のルールがやはりあるところでもあります。

委員がおっしゃる趣旨は十分に分かるところでありますけれども、基本的にはこういう法律に基づく任用であるというところがございますので、その点は御理解を頂ければと思います。

## 西沢委員

健常者だったら当然分かるのですが、もしそういうことによって替えなければいけないと、絶対替えなければいけないというような問題であれば国のほうにもそういう意見があるということをするようにしてほしい、特に障がい者が精神的にも安定して働きやすいということをできるだけ考えてほしいと思います。これはここだけの問題ではないですけれども、よろしく願いいたします。

それから、12月1日に私がやった一般質問の中で、私にも調査不足というのがあったリストカットの件です。

10人に1人というか、その調査の方法そのものが小範囲でやったというところもあったのかも分かりません。ただ、一般の子供たちを抱えているお母さん方にいろいろ聞いてみたら、やっぱりリストカットをしている人が周りに大勢いると、そういうことを多く耳にするわけです。

10人に1人が多すぎたのか分かりませんが、かなり多いというのもどうも事実みたいですね。この問題に対して県教委としてどう捉えていますか。

## 高畑いじめ問題等対策室長

ただいま西沢委員から、自傷行為について、その数が一定数いるということはどう捉えているのかというような御質問だったかと思えます。

自傷行為の背景については、本人にとってどうしようもない感情とかストレス等があり、誰かに助けを求めることができなかつたり、他の方法で対処できなかつたりするなどの状況もあると捉えております。

2月の事前委員会で報告もしましたコロナ禍における子供と保護者を対象とした実態調査において、不安や悩みストレスを感じたときに誰にも相談できていなかったり、適切な対処法を知らなかつたりする子供がいるということも分かっております。

そこで、そういった子供たちが一人で悩みを抱え込まないようにということが非常に大切なポイントかと思えますので、相談しやすい環境づくりが必要であると思っております。

す。

そこで、そういった子供たちに対しまして多様な相談窓口の周知啓発や児童生徒のSOSに気付くための教員研修、スクールカウンセラーと連携した心の健康、それからストレスマネジメントに関する授業、PTAの研修、本課が講師を派遣する命と心の授業を通じたストレスケアの方法、SOSの出し方、受け止め方などに関する教育というのを積極的に展開していく必要があると思っております。

それらを通して子供たちが自分に合った対処法を身に付けたり、また子供たちと日々接する教員にはそういった困難を抱える児童生徒の心理を理解し、適切に対応するスキルを高めていく必要があると考えております。

#### 西沢委員

今は子供たちから積極的に話してくれる、悩みを相談してくれるという体制づくりというものが多様な気がします。

私から言わせたら、学校の教職員のほうからも積極的に子供たちを見ると、特にリストカットの場合はやっぴいれば薄く切るとか、厚く切るとか、そういう程度もありますけれども、分かる人もいろいろいると思います。

そういうことを実態調査するとか、実態調査をするまでもなくそういうことを常日頃からきちんと確認するとか、そういうことを教職員のほうから積極的に解決を図る、前に出ていくというやり方も必要なのではないかと。子供たちから来るというだけではなくて、教職員からも行くという積極性をもっと要るような気がしたのですが、それはやっぴいっているのでしょうか。

#### 高畑いじめ問題等対策室長

ただいま西沢委員から、教職員のほうから積極的に気付く努力をとということであったかと思っております。

学校の教員は、子供たちに接する保護者以外の一番身近な大人であると思っております。朝登校する様子、それから登校して学校で1日過ごしている様子というのを、教員は常に子供たちを気に掛けながら、そして気付いたことは、例えば担任一人だけではなくて気付いたことを他の教員とも情報共有して、皆で見つこうという姿勢を取っております。こういった自傷行為だけではなくて、生徒指導に関する事案については組織的な対応というのが基本であり、先ほども申したような状況を共有して、言葉は適切かどうかは分かりませんが、寄つてたかって子供を育てようという姿勢で子供たちを見ているところでございます。

ですから、そういった情報をキャッチした場合には、管理職をはじめ関係教員等で情報を共有して、状況によっては心の専門家であるスクールカウンセラー等を交えて、どういった対応が適切であるかというのを考えて対応しているところでございます。

#### 西沢委員

そういう体制づくりがあるというのは分かるのですが、例えばリストカット、先ほど言いました10人に1人は多すぎるのではないかなという気もしますけれども、多いこ



とは事実だという中で、ちゃんとした調査をするのではなくて、先ほどの話では気を付けていくと、気が付いたときにはいくと。

そうではなくて、もっと調査をしてみたり、そういう中で本当に解決を図っていくと、そのあたりがちょっと弱いのではないかという気がしています。もうちょっと積極的に入り込んでいくことも必要なのではないかなという感じがしたのです。

学校全体でそういうことに気を付けて取り組んでいくというのはよく分かるのですが、先生と1対1の場合に気が付く場合が多い。その中で、積極的に先生方がそれらを見付けていくと。リストカットの場合だったら半袖になっていたらよく分かりますから、よく分かるものについてはもっと積極的に問題解決を図っていくという姿勢も必要かなという感じを受けたのです。これはここで置いておきます。

しかし、そういう先生方が本当に子供たちのことを思っているのは分かっていますから、今のコロナの中で特にそういう子供たちが本当に多くなってくる。家庭内の不和が多くなって、子供たちの学校との関係もなかなか今までどおりではないという中での不安もあったりして、リストカットの子供が急激に増えてくる可能性は十分にあるので、特にそういうよく分かるようなものについては積極的に解決を図っていくということもお願いしたいと思います。

それから、幼稚園、保育所はこの中には入っていないのかな、ここでいいのかな。

（「幼稚園」という者あり）

それなら幼稚園だけでいいです。幼稚園の英会話、これは今やっているところがかなり増えてきているとは思いますが、県内ではどうなのですか。

木屋村学校教育課長

ただいま西沢委員から、公立幼稚園において英会話をどれくらい行っているかという御質問だったかと思います。

教育要領の中で、特に英語をしなければならないという定めがないものですから、実態の把握ができていない状況でございます。

西沢委員

是非、1回調べてください。全国でどうなっているのか、徳島県だけではなくてね。

大分前ですか、全国でそういう幼稚園とか保育所での英会話をどう進めるかという中で、そういうことをやると別の問題点も出てくるのだという話もあったわけです。でも、それからどんどん英会話教室を幼保の中でもやられているところが多くなってきているという感じがします。

それで、やっているお母さん方に聞きますと、もう小学校の1、2年のときにはぺらぺらになっているということもよく聞きます。

だから、問題もあるのでしょうけれども、そんな問題点も踏まえて今どんどんやられている中で、その問題点をどう捉えているのか。本当に問題点があるのかどうかという中で、やるほうが効果があるのであればどうするのかということを中心にちゃんと検討しなければならないのではないのでしょうか。

そういうことを中で1回話し合ってもらって、これらをどうするのかと。これは国の要領の中ではないにしても、現実論としてはかなり効果があってやられているところが増えてくるものと私は思います。調査する必要があるんじゃないか、どうでしょうか。

木屋村学校教育課長

補足でございますが、小学校におきましては、小学校3年生から外国語活動という形で1時間ずつ学習する時間が設けられておりまして、小学校1・2年生は、学習指導要領上は学習する形にはなってはいないのですが、一部の市町村では独自に外国語指導助手とかを活用して、年に数回とか、そういう形で英語活動を行っている話は聞いているところでございます。

ただ、繰り返しになりますが、幼稚園につきましても同様の状況でございまして、幼稚園の教育要領の中に英語を学習するというのが定められていないこともございまして、幼稚園が市町村、自治体独自の取組の中で行われている可能性もございまして、そのあたりは情報収集してまいりたいと思います。

西沢委員

本当にそういう教育のこれからを決める中で、あるとかないとか、そういうものは当然あるのですけれども、現実論として子供たちにとって何をやっていいのかという議論は今に始まったことではないですからね。幼稚園とか保育所の中で英会話をやるということについては大分前から話があって、それで進めているところがいっぱいあります。

だから、現実的にそれをしてどれだけの効能があって、どれだけの問題点があるのかというものはもう十分すぎるくらい把握できているものなのです。

私たちも大学まで行って英語をやって、英会話を一つもよく話せませんからね。やっぱり小さい子供のときからやる、小学校以前の保育所、幼稚園からやる重要さというのは、多分誰もが知っていると思います。でも、それに書いていないからやらない、進めないというのではどうなのかと。これからの時代は非常に大変厳しい時代が、今までの常識が常識ではない時代が来ようとしているのです。

その中で、国のほうもこれからの学校教育の在り方をもう一度ゼロから考えて見直すということはどうも考えられているようです。だから、今までやっているから、やっていないからというのではなくて、本当にやっていいのであれば前向きに検討すべきだと。その中の一つに、英会話はやっぱり小さいときからやったほうが、それで日本語が駄目になるというのであれば問題点は分かっているはずですから、もう長くそういうことをしているところがあるのですからちゃんと調べて、本当にいいのであればやったらいいと思うのです。

まず、そこらあたりを調査してほしいと思うのですけれども、いかがですか。

木屋村学校教育課長

ただいま西沢委員から、英語教育の重要性という観点でお話しいただいたかと思っておりますので、各市町村の特色ある取組につきまして、また情報収集してまいりたいと思います。

## 西沢委員

今までやっていないのでやりませんではなく、どうしたら子供のためにいいのかということを中心にして、やれる範囲で是非やってほしいと思います。書いていないからやれないという問題ではないと思います。

もう20年近く前に、東京の一つの区で何か日本語教育とか、漢語とかを習うと、電車の中で小学校1年生、2年生、3年生が昔の難しい言葉をべらべらしゃべっているということを教育委員会の勉強で聞きましてびっくりしました。それは東京の区であったと思いますけれども、やろうと思えば新たなことをやれるのだなと、そう思ったのです。

それらも、今言っていました要領には書いていません。でも、やっています。要領に書いていないことをすごく一生懸命にやっていることに私はびっくりしたのです。そのときに、やろうと思ったらやれるのだということを私は思いました。

だから、これはやったらいいなと思うことは、積極的にやれる範囲内だったらやっていったほうがいいのではないかと。そのための調査も当然必要だし、問題点もちゃんと拾わなければならないのも当たり前ですけれども、そういうことをしないとこれからの時代は通じないのではないかと。特に常識が変わってきていますから、どんどん社会のほうが変わってきていますから、要領のほうがついて行っていません。今、国のほうでは、どうもそれを見直そうという動きがあるみたいです。

それと、大分前、二十何年前から写楽については5回か6回ほど委員会とか一般質問とかで取り上げてきましたけれども、一向に前へ進まない。

でも、今もやっているのかな、この前、大学と一緒に写楽の絵画をちょっと面白風に描いて展示していましたよね。私も見に行ってきましたけれども、徳島県内ではいろんな人が注目しています。でも、100パーセントかといったら当然100パーセントではないと、皆さんもそう思っています。でも、かなりの確率で徳島ゆかりの人だということを思っている人は大勢います。これが高知県であれば多分ばくっと食い付きますね。空港の名前で、写楽徳島空港ということで、例えばということと言いましたけれども、残念ながらカットされました。

写楽について、この位置付けを県はどう思っているのでしょうか。

## 臼杵副教育長

西沢委員より、写楽に関しての御質問でございます。

学校教育の現状におきまして、写楽に関して生徒や児童に対して授業を行っているというのは、私が知っている限り例としては少ないのではないかとこのように認識しております。

私どもは教育委員会ですけれども、例えば現在は知事部局に移管されております文化の森博物館等もございまして、そうした中で研究が進められていたのではないかと、すみません、ちょっと十分な知識ではございませんけれども、そういう状況であったかというふうに思います。

## 西沢委員

この前の文化の森の大改修で、展示の大改革で写楽も取り上げてほしいと言ってあった

のですが、残念ながらどうも取り上げてくれなかったみたいです。

でも、やっぱり写楽そのものについて、教育委員会のほうもそういう目で100パーセントというのはなくても積極的に取り上げてほしいと思います。

これは教育委員会に限ったことではないですけれども、いろんな角度から写楽は取り上げられますから、残念で仕方がないのです。いろんな角度がありますから、教育委員会は違いますという問題ではないです。

それから、先ほどのタブレットですが、今度卒業する人から回収すると言いましたね。そのタブレットというのは何年で買い替えるのですか。

古味総合教育センター所長

タブレットの更新について、西沢委員から御質問がありました。

現在、タブレットの更新については、国等からもまだ指示が出ておりませんので、何年というふうなことはなかなかお答えが難しいところがあるのですが、国のほうでコンピュータ等の減価償却等をするのは大体5年を目途というふうに考えているところがございます。

西沢委員

教育委員会で使っているパソコンとかタブレットとかは何年ぐらいで更新しているのですか。

古味総合教育センター所長

県のほうで何年ぐらい使われているのかというふうなことで、西沢委員から御質問がございました。

コンピュータについては5年ぐらいをめどに更新しているところがございます。

西沢委員

ということは、それからの差はそれほどないですよ。そう思います。

それで、卒業生と入学生との差はどうなるのですか。タブレットを返却してくれましたと、今度使う人が何人でしたと、それはどれだけの差がありますか。

古味総合教育センター所長

西沢委員から、年度の更新について御質問がございました。

生徒数につきましては、まずはタブレットの不足している学校には、タブレットが余っている学校のほうから移すというふうな形で更新する予定にしております。現在、過不足がないような形でタブレットの更新をしていく予定で考えております。

西沢委員

まだ届いていない学校もあるのですか。生徒全員に行き渡っていなかったのですか。

古味総合教育センター所長

タブレットについては、現在の生徒については行き渡っているところでございまして、来年度更新をする際に、新しい1年生等については過不足がないような形でタブレットを渡すというふうになっております。

#### 西沢委員

先ほど私はそういうことを聞いたのですよ。卒業生と入学生の差、要するに卒業生の中から入学生のほうに渡すと余りが出るでしょう。当然、卒業生のほうが多くて入学生のほうが少ないでしょう。

だから、その差を聞いたわけです。何人使っていて、何人ぐらいの差がある予定ですか。

#### 古味総合教育センター所長

現在、卒業生と入学生の人数については十分に把握できていないところでございますが、まずは入学生のほうが少ないというふうに考えておりますので、学校ごとの過不足は県全体で考えておまして、まずは多い学校から少ない学校へタブレットを移しまして、新しい入学生に対しては過不足はないような形でタブレットを配布する予定で考えております。

#### 西沢委員

だから、学校ごとでというのは当然分かります。でも、問題は県全体の中で、そういう卒業生と入学生、それはまだ100パーセント決まっていなくても、もうそこそこ決まっているのではないですか、そうでしょう。

だから、そういう中で多分余ってくるのがかなり出てくると思います。卒業生と入学生ではかなりの人数の差があると思いますから、その余ったのはどうするのですか。

先ほど言った更新が5年ぐらいで買い替えるだろうという話ですから、これからのケアはどうするつもりなのですか。

#### 古味総合教育センター所長

ただいま西沢委員から、余ったタブレットはどうするのかというふうなことで御質問を頂いたのですが、まずはタブレットにつきましては、余った分等につきましても予備機という形で保管して、何かあったときに貸出しができるような体制をとっていきたいと考えているところでございます。

#### 西沢委員

子供の人数的にはかなりの差があると思いますから、多分かなりのものが余るのではないかと。それを今聞きましたように、確かに不具合があったときというのも分かります。でも、それでもまだまだ余ってくるのではないかと気がします。それは毎年毎年、例えば5年で更新だったら5年間ずっと余ってきますから、そういうものをどうするか、有効利用をどうするかということもこれから考えていかなければならないのではないかと思います。

今のところは多分そこまで検討していない、考えていないとは思いますがけれども、こういうことも含めてどのように有効利用していくかということを考えてほしいと思います。今は答えは無理ですから、これだけで終わっておきます。

大塚委員長

午餐のため休憩いたします。（11時57分）

大塚委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時01分）

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

最後の委員会ですので、少し質問させていただきます。

文教厚生委員会の教育委員会関係では、今までも人権の確立に関する子供たちへの啓発、周知とか平和の大切さというふうな生徒さんへの教育、そんなことを私も申し上げてまいりました。

今正にウクライナに対してロシアが侵攻するというような事態になって、亡くなっている子供たちもおりますし、また避難するということになると勉強する機会も失われるということで、一番あってはならないようなことが現実的に起こっておりまして、平和と人権を守るという教育については、これからも更に進めていっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それと、教員の働き方改革ということで本会議でも質問させていただきましたけれども、生徒さんの数が少し少なくなってきたとはいえ、今の教育の現場の在り方は、本当に教職員の皆様方が一人一人大変忙しく、多種多様な要望とか保護者からの要望活動なんかに大変な状況であるというふうに思っております。

そういう意味では、せっかく教員になった方たちの教育環境、それから子供に対して接していこうという本当に崇高な意思を持った先生方が途中で挫折して退職しないような、本当に任期一杯勤め上げられるような勤務環境をこれからも是非整えていっていただきたいということも要望させていただきます。

それから、先ほど西沢委員からも英語教育のことがございましたけれども、過去の委員会でも今のグローバル化する社会の中での英語教育の大切さというのも質問させていただきました。小学校から英語教育も取り入れられておりますけれども、そうした意味で非常に重要な言語であると思いますので、少なくとも高校を卒業するときぐらいには何かしらの会話ができるような、そんな状況を作り上げていっていただきたいというふうに思っております。これも要望させていただきます。

それから、質問ですがけれども、新型コロナウイルス感染症で学校現場も大変な状況であるというふうに認識しています。今の徳島県の状況は、幼稚園と保育所でクラスターが発生したりして、そこはもう非常に多くの感染者がいるのですがけれども、小中高、特別支援学校などでも感染者が発生していて、それで学級ごとの休校でありますとか、それによって児童生徒が学校に行かずに家で待機するということが増えているように見受けられま

す。

その小中高、特別支援学校の学級閉鎖とか、そういう休みの状況というのはどのようになっているのでしょうか。徳島市内でも結構多くの小学校が、今日は学校に行けない日なので家にいますということがかなり頻繁に見受けられるのですけれども、どのぐらいの頻度で休校とか学級閉鎖になっているのですか、教えてください。

### 三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま庄野委員から、学校の臨時休業の状況について質問いただきました。

県教委のほうでつかんでいる情報といたしまして、この1月から2月27日までの臨時休業を行った学校といたしましては、小学校は1月が32校、2月が87校で119校、中学校は1月が14校、2月が31校で45校、高校は1月が15校、2月が20校で35校、特別支援学校は1月が1校、2月が9校で10校というふうに、1月から2月の間で合計228校の学校が臨時休業を行っていたと捉えております。

### 庄野委員

2月に入って非常に多くの学校で臨時休業ということになっているようでございまして、この間、学校に来られない方への授業とか、そうしたことは恐らくZ o o mとかでやられているのかなというふうには思います。いずれにしても、教職員の皆様はじめ学校の生徒さんも大変な状況でございまして。

小学校の低学年だったら家でいるわけですから、お父さん、お母さんが仕事をされていたら、どなたかが見なければいけないという状況の中で、どちらかが休んで見るというようなことで、仕事なんかでも恐らく大変な状況が生まれてきているのではないかと思います。そこらはまだ十分に私も分かりませんが、保護者の皆さん方も恐らく大変な状況であろうかと思っております。

それと、もう1点目の質問ですけれども、クラスが休みになるということは、そこに感染者がいて、言わば濃厚接触者であればPCR検査もするのでしょうかけれども、感染者がクラスの中の誰かというのが多分特定されると思います。

そうした場合に、あなたが感染したから学校が休みになってしまったというふうなことで、あなたがかからなかったら休校になっていないのというふうなことで、例えばコロナいじめみたいなことがあったのでは困るので、そういうことも予測されるので、そこについてはどういうふうな子供たちのケアをなさっているのか、少しお聞きしたいと思います。

### 森下人権教育課長

ただいま庄野委員より、新型コロナウイルスのことで子供たちがいじめや差別を受けていることに対する対応について御質問がありました。

委員のおっしゃるとおり、1月以降、子供への感染が広がり、児童生徒の自宅待機が終わって久しぶりに登校するに当たって、感染の差別や誹謗中傷ひぼうに対する不安を抱えることが懸念されます。

これまでも機会あるごとに各園や学校に対して、感染者や濃厚接触者である幼児、児童

生徒がいじめや偏見，差別の対象にならないように，誰もが感染する可能性があるということ認識して正しい情報に基づいて正しい行動が取れるように，幼児，児童生徒が自分事として学べるように，発達段階に応じた指導の徹底を，それから人権教育の推進，人権に配慮した対応についてお願いしてまいりました。

1月初めには，長期休業日明けの学校再開に向けて，各園，学校に対して新型コロナウイルス感染症に関する人権に配慮した対応及び児童生徒の心のケアについてという文書を発出し，改めて指導の徹底と心のケアへの対応を依頼しています。それと同時に，家庭においても話合いの機会が持てるように，また子供たちが不安や大変さを一人で抱え込むことがないように相談窓口をまとめた家庭用啓発チラシも作成して配布しております。

今後も感染の収束が見通せない中，子供に対して誹謗中傷等<sup>ひぼう</sup>が起こらないように，学校や市町村教育委員会と情報共有しながら，しっかり児童生徒の支援や心のケアに対応してまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

ありがとうございます。

いろんな対応が必要だと思えますけれども，コロナだったのだからとか，そういうようなことで子供たちに人権侵害のようなことが起こらないように，それと保護者の皆さん方も不安だと思うのです。連絡体制というか，先生方と十分にコミュニケーションが取れるように，濃密にやっていかないといけないと思えますので，皆が笑顔で学校の勉強ができるように御指導をよろしくお願い申し上げたいと思えます。終わります。

#### 三原体育学校安全課防災・健康教育幹

先ほどの数字を訂正させていただきたいと思えます。

先ほど小中高，特別支援学校の休業の数を述べさせていただいたのですが，合計は209校になります。幼稚園19校合わせて，全体で228校というふうに訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

#### 達田委員

先ほど分散登校とか学びの保障については岡田委員のほうから詳しくお聞きになりましたし，また先ほど庄野委員のほうから休校等につきまして詳しくお聞きになりまして御答弁いただいておりますので，この部分は割愛させていただきたいと思えます。

それで，この中でオンライン授業なんかを行う場合に，子供さんたちがオンラインでも授業がよく分かると，やむなくやるわけですが，よく分かるというふうな状況を作っていくために，児童生徒たちから意見をもらって改善していこうというようなことをやられているのでしょうか。もしやられていたら，どういう工夫をされているのか，具体的に教えていただけたらと思えます。

#### 齋藤学校教育課学力向上推進幹

委員から，オンラインの工夫なんかを子供たちからというふうなことだったと思うのですが，現在，例えば休業中の学校におきましてどんな学習の保障をされているかというふ



うな調査を行っております。

その中で、オンラインでない場合におきましても、タブレットの中に入っておりますアプリを使えば直接Wi-Fiにつながっていなくても、中に入っているカメラ機能を使って、またワープロ機能を使ってレポートを書くとか、作文を書くとか、プレゼンを作るといふようなことであるとか、絵を描くソフトも入っていたりという中で、オンラインでつながりだけでなく、それぞれの地域や学年の状況に合わせて、それぞれの学校が独自の取組をそれぞれの授業でやったことを家に持ち帰ってできる環境の中でしていると聞いております。

#### 達田委員

家庭で学習していると、どうしても一人ぼっちでという状況ですので、友達もこれに参加しているのだというのが分かるような状況、それが画面上に出てきて交流できるような状況があれば一人ぼっちではなくて皆と一緒に勉強しているのだというのが分かると思います。私も孫がいますので、そういうことで勉強している様子を見たことがあるのですけれども、そういうふうに工夫していただくということ。

それと、何といても画面がはっきりくっきり見えるというのが大事だと思うのですけれども、普通の授業のように普通の黒板で書いてくれているときはよく分かるのだけれど、電子黒板を使ったときに何かちらちら光るような感じで見えにくい場合があるというふうにお聞きしたのです。

ですから、そういうのも工夫していただいて、画面を見て楽しい授業ができるようにしていただけたらと思いますので、是非、生徒の意見も取り入れていただけたらと思います。

それから、学校行事というのがいろいろあると思うのですけれども、コロナのために学校行事を変更した、あるいはこの行事を変更したために埋め合わせをしたというような具体的な事例があるでしょうか。

#### 齋藤学校教育課学力向上推進幹

学校行事等に関する御質問であったかと思えます。

まず、修学旅行について説明させていただきます。修学旅行におきましては、今年度の10月13日にとくしまアラートが解除されたことにより、10月以降から12月までに計画しておりました小学校、中学校の修学旅行の代わりに、例えば日帰り遠足であるとか、校内行事に関しては予定どおり実施できております。

しかし、年明けにはとくしまアラートが発動されまして、1月の修学旅行は全て延期となりました。また、2月以降に予定している学校も感染状況を注視しながら旅行先であるとか、また実施の時期とかを現在検討しているところでございまして、小学校におきましては、今年度実施を予定しておりました162校のうち161校が実施できておきまして、残りの1校に関しましても3月に実施を予定すると、この1校も元々は徳島県内での宿泊を予定した学校でございますが、県内というふうなことで計画していただいているとお聞きしております。

それから、中学校におきましては、令和3年12月までに76校中38校、ちょうど半分の学

校が修学旅行を実施できております。1月にとくしまアラートが発動されまして、1月と2月に計画していた残りの38校に関しては、全て3月以降に延期というふうなことになりまして、そのうち5校は旅行先を県内に変更して3月に実施、残りの33校に関しましては令和4年度に実施をというふうなことで現在計画しているという状況でございます。

修学旅行の代わりになるような代替行事も含めまして、先ほど申しましたような遠足であるとか、日帰り遠足であるとか、校内行事であるとかというふうなものに代替しながら子供たちの思い出づくりということに関して各学校で努力していただいている状況でございます。

#### 達田委員

ありがとうございます。

修学旅行は何歳になっても忘れることができない思い出ですよ。生涯の思い出になります。そういう行事が去年はなかなかできなかった学校もある。日帰り遠足に代わったりはしたのですが、皆で宿泊するというような思い出がない。その子はそれで生涯ずっといくので普通だと思いますけれども、修学旅行を経験した者から見ると、気の毒だな、かわいそうだなというふうに思ってしまうのです。

ですから、行き場所がどこであれ安全なところを選んで、そしてできるだけ実施できるようにしていただきたいと思うのです。安全というのが一番ですので無理は言えませんが、是非、そういう工夫をしていただきたいと思います。

それで、とにかく感染を防ぐということが一番だと思うのですが、学校での感染を防ぐ対策についてお尋ねしたいと思います。

今、学校に検査キットを置いていると思うのですが、学校に検査キットがどれぐらい置かれていて、学校で検査した件数が分かりましたら教えていただきたいです。

#### 三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま達田委員から、抗原検査キットの数の状況について質問があったかと思いません。

学校における抗原検査キットですけれども、そもそも学校現場といたしましては、発熱などの風邪の症状がある場合には生徒も教職員も登校せずに自宅で休養することを徹底することとしておりまして、抗原簡易キットの利用は登校・出勤後に体調の変化を来した場合であって、直ちに医療機関を受診できない場合における対応を想定されております。

抗原簡易キットにおきましては、高校及び特別支援学校の高等部に対して希望する学校に対して配布され、教職員及び生徒が使用することと想定しております。また、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校分といたしましては、全ての自治体で配布され、基本的には教職員が使用するといたしまして、速やかな帰宅及び受診が困難な場合に限りまして、小学4年生以上の児童生徒には本人及び保護者の同意を得て補完的な対応として使用することが可能とされております。

ただ、今質問があった使用数とかについては、教育委員会としては把握していないところです。

## 達田委員

学校に置いているキットについては、例えば発熱をしたとか、そういう症状があった場合にこのキットを使いますよということで、私も以前に質問させていただいたことがあるのですが、症状が出てから調べるというのは、この新型コロナウイルスの場合はちょっと遅いということで、無症状の方が非常に多いわけですから、無症状のときに調べて、そして陽性者を見付け出すという非常に時間が掛かる、手間も掛かるかも分かりませんが、検査をきっちり行っていくしかないと思うのです。

それで、今、無料検査というのが県民全体を対象に行われておりますけれども、学校でもこのような方法で定期的に生徒さん、教職員の方々、もう学校全体を検査できる、定期的に検査できるという状況を作っていく必要があるんじゃないかと思うのですが、そういう方向で進めていくつもりはないでしょうか。

## 三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま達田委員から、定期的に検査できないかという御質問を頂きました。

県教育委員会といたしましては、先ほどありましたように、複数名の陽性者が発生した学校において、行政検査の対象外になった児童生徒の皆さんに検査キットを活用したPCR検査を受検いただく制度を運用しております。

加えまして、部活動の公式大会やコンクールなどに参加した生徒や教職員の皆様を対象に、希望者にPCR検査を受検していただけるようにしております。

さらに、先ほど委員のほうからありました感染の不安がある無症状の方に対しましては、県が実施しておりますPCR検査又は抗原検査を無料で受けていただける制度がありますので、こうした制度の周知も行っているところであります。

## 達田委員

周知をしていただくのは結構なのです。だけれども、意識的に検査に行ってくださいという方でなければ検査を受けることはできませんので、全員が受けるということではないと思うのです。

ですから、学校ですとか高齢者施設とか、私たちが今まで言ってきましたけれど、そういう人が集まって暮らしているところはきちんと定期的に検査をしていくべきではないかと思うのです。今は特に10代の方が多いですね。就学前の方、10代の方の割合が非常に高くなっております。

ですから、小学1年生から高校生までという人数も非常に多いと思うのですが、県から頂いたこの資料では、小学1年生から高校3年生まででどれぐらいかというのが学年別には分からないのですが、感染者の数というのは分かるのでしょうか。

## 三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま達田委員から、学校関係者の感染状況、感染者数について御質問を頂きました。

現在、1月から2月25日までにおきまして、小学校の児童は547人、中学校は137人、高

校は145人、教職員は54人という関係者の方の感染が確認されている状況であります。

達田委員

そうしたら、これらの感染された経路というのが家庭内感染とかいろいろあると思うのですけれども、この感染が最初は分からないわけです。ほとんどが無症状とかになっていますので、軽症といってもどの程度かすごく差があるらしいのですけれども、無症状の方が非常に多いと言われておりますので、集団で検査をして見付けていくと。そして、いち早く見付けて保護していくということが欠かせないと思いますので、是非、教職員、生徒さんを対象にした定期検査を実施するように、方針に入れていただきたいと思いますので、これも要望したいと思います。

今、小中高、特別支援学校を対象に消毒液とか不織布マスク、それからCO<sub>2</sub>モニター、保健衛生用品の追加的な購入経費、教室などの消毒をするための費用というものも今度の補正予算にも国の補正予算にも付いてくるということで、県もちゃんとかこういう予算を付けております。そういう中に検査キットが入るように是非していただきたいと思うのですけれども、国に要望というようなことをしていくつもりはないでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、検査キットを国のほうに要望したほうがいいのではないかという御意見を頂きました。

先ほど委員から、国のほうから予算が付いているという話を頂きましたが、現在、県教育委員会から各学校にその予算の配分を行いまして、各学校の人数に応じて金額を決めて配分しているところであります。

その金額に基づきまして、各学校の判断で保健衛生用品を購入していると認識しております。

達田委員

国からの予算というのは、各学校に検査キットを配りなさいよという予算ではないですよ。ですから、そういうものが入るように国に要望してもらいたいという質問なのです。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、国のほうに要望してはどうかという達田委員の御意見を頂きました。

まず、現在としましては、その予算の執行をきちんといたしまして、各学校に必要な応じたものを購入していただくように、スムーズに行えるようにしていきたいと考えております。

達田委員

是非、無症状の人をいち早く保護できるようになるようお願いしたいと思います。

次に、今回の説明資料に特別支援学級運営充実検討委員会の会議概要というのを付けてくれておりますけれども、この中で前にも質問させていただきましたが、この学校の中で

教員による暴力とか体罰とかをなくしていく、そして安心して学べるという状況を作るために具体的にどういうふうな検討がされているのか。これがいまいち漠然として分かりにくいのですけれども、教えていただけたらと思います。

今田教職員課長

ただいま達田委員より、今回の体罰事案を受けて今後どのように取り組むのかといった御質問がございました。

まず、今回発生いたしました県内公立小学校における体罰事案でございますが、体罰に及んだ男性教諭は、児童への指導方法について交流学級の担任とは情報共有しておりましたが、特別支援学級における自身の指導に悩んでいたという状況があり、かつその悩みを周囲に相談しなかった、一人で抱え込んだという状況がございました。

こうした状況を踏まえまして、教員が悩みを抱えた際や違法行為を行ってしまった際に、周囲に正直に申し出ることができるような風通しの良い職場づくりについて、様々な機会を捉えて各学校の実践を促すとともに、研修等でも繰り返し取り扱ひましてその実現に取り組んでまいりたいと考えております。

また、被害を未然に防止する観点からは、学校におきまして他の児童生徒や教職員の目が行き届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくことが重要と考えており、執務環境の見直しによる密室状態の回避や組織的な教育指導体制の構築などについても、各学校に対して呼び掛けてまいりたいと考えております。

その上で、この特別支援学級運営充実検討委員会におきましては、特別支援学級に関わる教員の専門性向上ですとか、校内委員会の充実、相談支援体制の充実について御議論を頂いておりまして、次回、第3回での報告書案を取りまとめるということになってございます。

第2回の議論の中では、校内支援体制に関しまして特別支援学級担任を孤立させることなく高齢学級担任や管理職などの職員全体で一人の児童を支援するよう考えていくべきであるといった御意見も頂いておりまして、この検討委員会の議論を十分に踏まえまして、同様の事案が二度と起きることのないよう必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

この検討委員会の会議概要の第1回に出されている意見の中で、小学校6年間、中学校3年間でどんなふうに育てほしいのかという保護者の願いを知ってほしいという意見が出たということなんですけれども、保護者との連携をしっかりと進めていくということがわざわざ言われているということですので、現在、保護者との連携がどういうふうになっているのか。それをどういうふうにして強めていくのか、具体策が出ているのでしょうか。

田中特別支援教育課長

達田委員から、小学校6年間、中学校3年間でどのように保護者と具体的に連携しているのかという御質問を頂きました。

特に小学校、中学校の特別支援学級では、全ての児童生徒に個別の指導計画を作成しており、その中で保護者の願いを十分に聞き、くみ取って年間の指導目標、学期ごとの具体的指導目標を決定するようになっております。

そういったことを踏まえて、こうした願いをしっかりと聞くこと、それから検討委員会の中では特に将来を見据えて継続的に支援が必要なお子さんにつきましては、学校の教育関係者だけでなく保護者、それから親の会などが蓄積しているノウハウ、情報を是非活用していただきたいという御意見も頂いておりますので、今後の特別支援学級担任者研修会等において親の願い、それからノウハウ、情報を共有できるような研修についても検討してまいりたいと考えております。

#### 達田委員

ありがとうございます。

信頼関係を作るという上で保護者との連携というのがとても大事だと思いますので、しっかり強めていただきたいと思います。

それから、第2回の検討事項の中で、特別支援学級担任は経験上孤立しがちであると、それから交流学級の担任や管理職など、職員全体で一人の児童を支援するよう考えていくことが大事であるというように述べられているのですけれども、先生が孤立しがちということは、一人で子供さんを見ないといけないという状況が連日あるのじゃないかと思うのです。

この孤立しがちな学級の担任が孤立しがちでなくなるようにするために、人員を増やすであるとか、いろいろな検討がされているのでしょうか。

#### 田中特別支援教育課長

達田委員から、特別支援学級担任が孤立しないようにどのような検討を進めているのかという御質問を頂きました。

今回、第2回検討委員会の中では、具体的には板野南小学校におけるみなみWAプロジェクトという取組を紹介していただき、この中でポジティブな行動支援の取組を核として、学校全体で特別支援学級の児童のことについて共通理解を持って全校で取り組んでいる例を紹介していただいたり、委員である加茂小学校の先生からは、短時間で行う校内支援委員会プチという取組や、特別支援学級の児童が困った場合に支援ツールとして取り入れている支援ニーズ表やアイデア集の作成、運用について紹介していただいたりしました。特に一人の児童の支援を全教職員がチームとなって支援していく校内支援体制の考え方、また仕組みづくりについて当日は御提案いただきました。

委員の皆様方からは、このように一人で悩むというのではなくて学校の中で具体的に相談できる人がいる、相談できる場所がある、すぐに解決はできなくても悩みを聞いてくれたり、共感してくれたりといった心理的なサポートが日常的にあることが大切という御意見を頂きましたので、今回の第2回会議で発表いただいた小学校の例も参考にしながら、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

#### 達田委員

一人ぼっちで子供を見ないといっても人が要るわけですよ。人員体制というか、そういうのも予算的にしていこうというふうに検討されているのかどうか。

その点を改善していくためにお金が要るのであれば予算も付けるということも大事だと思うのですが、その点はどうなっているのでしょうか。

今田教職員課長

ただいま達田委員より、人員体制の確保について御質問を頂きました。

まず、特別支援学級につきましては、児童生徒への支援や校内における特別支援教育の推進を図るために、平成17年度から全ての学校に特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、校内委員会を設置しまして学校全体で支援する体制を整備しております。

また、特別支援教育巡回相談員による相談や要請訪問による専門家の派遣など、学校支援体制を整備してきたところでございます。

さらに、特別支援学級によっては、指導方法工夫改善加配とか特別支援教育支援加配といった国の加配教員でありますとか、あるいは市町村が配置いたします特別教育支援員を活用したチームティーチングを実施している場合もあると承知しております。

繰り返しになりますが、この校内支援体制を含めまして現在、特別支援学級運営充実検討委員会のほうで御議論を頂いているところでございます。

その結果、その御議論を十分に踏まえまして、体制の在り方についても必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

是非、十分な人員を配置していただくということと、先ほど庄野委員さんが人権ということをおっしゃってございましたけれども、一人一人の子供たちが人として尊ばれるように、そういう人権教育というのが子供にではなくて大人の側に必要だと思うのです。

特にその子供を毎日教育をしていく立場の方が、人権感覚をしっかり身に付けていただいて、人として尊厳のある生活を送れるようにしていただきたいと思うのですが、それを集団の中で高め合っていくということが職場でできているのかどうか、その点だけお尋ねしておきたいと思います。

今田教職員課長

教員に対する人権教育という観点で御質問を頂きました。

そもそも体罰は違法行為であるだけでなく、子供の心身に深刻な影響を与えるものでありまして、いかなる場合も行ってはならないものであるにもかかわらず今般の体罰事案が発生したということでございます。

多数の教職員は日々多忙な中にありましても、子供たちの成長のため熱意を持って、また子供たちや保護者、地域との信頼関係を築きながら真摯に職務に向き合っておりますけれども、こうした一部の方のあってはならない不祥事で教職員全体の信頼がき損されるということは大変遺憾に思っております。

県教育委員会におきましては、人権教育とはまた違うかもしれませんが、体罰の防止ということにつきまして小中学校校長会や県立学校の校長会など、機会のあるごとに

その徹底を依頼するとともに、各校内の研修でも繰り返し御活用いただけるようなコンプライアンスハンドブックやワークシート，あるいは自分でチェックするようなセルフチェックシートなどを作成，公開することやeラーニング研修にも取り組んでおります。

各教職員が子供たちの尊厳を守ることは当然のことだと思いますので，こうした取組を通じて服務規律の徹底ということに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

#### 達田委員

最初に戻りますけれども，保護者の皆さんと学校側との信頼関係を築いていただくということ，そして，みんなの総意でもって一人一人の子供を大事にしていくという環境を是非整えていただきたいと思いますので，よろしく願いいたします。

それともう1点なのですが，今日の資料で，新時代における徳島県公立高等学校の在り方検討会議の報告書についてというのを頂いております。

この中で，公立高等学校の特色化，魅力化を図るための方策とかをいろいろ出されているのですが，普通科の特色化，魅力化に向けて特徴が分かりにくい普通科においては多様な教育活動を取り入れるなど，より一層の工夫を期待するというのが書かれているのです。

私の感覚としては，普通科というのは特色が余りないという認識があって，それが普通だと，だから普通科なんだというふうに思っていたのですが，ここで特色化，魅力化というのはどういうふうな意味なのか，ちょっと教えていただけたらと思います。

#### 重田教育創生課長

ただいま達田委員から，普通科の特色化，魅力化ということで御質問を頂きました。

それぞれの普通科の中でも，それぞれの学校に応じて特に力を入れている分野とか，あるいはこういう形で生徒を育てていきたいという部分がございますので，それを示して，それぞれの生徒さんの将来の進路選択の中でも役立ててもらおうという形でしておるところでございます。

今回，報告書の中にも後半のほうに参考資料という形で，17ページ以降でございますけれども，スクールミッション，各学校の取り組むべき教育というか社会的な役割等々を記載させていただいております。

同じ普通科の中であっても学校に応じてそれぞれ目指していくところ，違っていくところがございますので，そうした部分の見える化を図りまして，生徒さんに是非こういうところで学びたいといった形で取り組んでいただければと考えております。

#### 達田委員

分かったような分からないようなことなのですが，またお尋ねできたらと思います。

それと，3の項目のところ，子供たちの学びの場としての利活用，それから学校施設と社会体育施設等が複合化した施設としての利活用等の観点から考えられるのではないかと，ということが施設の利活用の方策というところで述べられているのですが，これは



地域の皆さんがこの学校の施設を活用できるというような方向に持っていくという意味なのか、ちょっとここを教えてくださいませんか。

#### 重田教育創生課長

ただいま達田委員から、今回の提言の中にあります地域の拠点としての施設の利活用の方策について御質問を頂きました。

こちらの概要のほうにも載せさせていただいておりますけれども、学校はそれぞれの地域の貴重な財産でございますので、そうした部分をどういうふうを活用して地域社会の活性化につなげていくかというような部分で、検討委員会のほうから多様なアイデアを頂いたところでございます。

そうした中で、いろんな経費とかの制約にとらわれずにアイデアの部分について記載させていただいているところでございます。

今後こうした活用を図る部分については、地域住民の方々と協議の場等を設けて地元のニーズも把握しながら取り組んでいってほしいと考えております。

#### 達田委員

私も高等学校のすぐそばに住んでおります。毎日、夜遅くまで生徒さんたちはいろんな練習をしているのです。外では野球部が頑張っていますし、中ではバレーとか、バスケットとか、いろいろやっておられると思うんです。遅くまで練習しております。

その施設の空いている日がたくさんあれば地域の方も利用するというのは、本当にいいと思うのですが、それをちゃんと使える日があるのかどうかというのは調べていかないと利活用といってもなかなかできないと思うのです。

それともう1点は、地域の方が自由に使えるようになるためには地域や学校の合意がないと、使わせてほしいと言っても今はなかなか使えないような状態もあるので、そういうものが必要だと思うのです。

まずはどういう設備があって、これがいつ空いているのか、それを調べていく。ちょっと地道な調査活動も必要と思うのですが、それは具体的にどこかでやっていくのでしょうか。

#### 吉岡体育学校安全課長

学校の体育施設の活用について、御質問を頂いたと思っております。

現在、各学校のグラウンドであったり、体育館であったり、武道館であったり、これらの体育施設につきましては、地域開放するかどうかに関しまして各学校のほうで規定を設けて準備しております。

ただ、ほとんどの高等学校では部活動等でほぼ1日、放課後、休日等の活動により施設が埋まっております、なかなか地域の方に使っていただくような状況ではないという現状でございます。

#### 達田委員

この中で、将来的な生徒数の減少を見据えつつ地域等が必要とする利活用の在り方を模

索してほしいという意見が出ているわけです。ですから、地域の方もいろんな活動に学校が利用できるようになったらいいのになという御要望をお持ちだと思うのです。

ですから、この点で今、公民館だけではなかなか足りないという状況もあります。コロナでいろいろできないという事情もあるのですけれども、活動は多岐にわたっておりますので、学校に使える場所があるんでしたら地域の方が使えるようにもしていただきたいし、そのために準備を進めていただいて御要望に応えられるように是非していただきたいと思っておりますので、お願いして終わります。

#### 南委員

学校の体育施設について私も質問します。

今、小中高校でプールを設置してある学校というのは、学校数が何校あってプールの設置が何校あるのか、ちょっと教えてもらえますか。

#### 吉岡体育学校安全課長

ただいま南委員から、県内の各校種別のプールの設置数について御質問を頂きました。

まず、小学校でございますが、学校数166校中プール設置校数は159校でございます。中学校におきましては、82校中プール設置校数は32校でございます。高等学校は、分校・キャンパス校等含めまして、34校中プール設置校数は10校でございます。特別支援学校に関しましては、学校数11校のうちプール設置校数は5校となっております。

#### 南委員

今言われた設置されているプールの中で、現在使えない状態にあるプールというのはどれぐらいあるのでしょうか。

#### 吉岡体育学校安全課長

小学校に関しましては、プールでの授業を100パーセント実施しておりますので、全て稼働しております。中学校に関しましては、32校の設置校数のうち9校のプールが故障しており、高等学校におきましては、10校の設置校数のうち9校が故障及びプールの不良によりまして使用できないこととなっております。

#### 南委員

この高校の中で、使える1校というのは私の地元のつるぎ高校なのですけれども、その学校ですらプールの授業がある日は、プールの授業だからというわけではないでしょうけれど、女子生徒のほとんどが水泳の授業を受けないと、いろんな事情があるんでしょうけれど、ほとんど利用しないというふうには伺っているのです。

この高校のプールというのは、多分設置から50年前後たっている中で、今後これを使わないものをどうやっておくのか。これは、学校施設では校舎とか体育館の耐震化というのでずっとお金を掛けてきて、そっちを優先してきたからこういうことになっていると思うのです。使わない、しかも相当な敷地が無駄になっているという中で、こういう利活用はすぐに答えが出るものではないので、教育委員会の中でいろいろと意見を出して将来どん

なふうにしていくかというのを考えてほしいのですが、どうでしょうか。

#### 矢田施設整備課長

使わなくなっているプール等の体育施設について、今後の利用を含めて検討していくべきではないかという御意見を頂きました。

委員から御意見がありましたように、プール等につきましては、新たな施設の需要がありましたら、それへの転換ですとか、除却するにいたしましても予算上の話もありますので、有効な活用方法がある場合にはそういった転換についても考えてまいりたい。

#### 南委員

私なんかは高校に行くまで学校にプールがなくて、高校にプールがあって初めてちょっと泳げるようになったなという中で、学校施設でのプールの大切さは分かっているつもりなんですけれども、使えないままの状態であの広い敷地を放置されているというのは、それもまたもったいない話だなというのがあります。

あと、プールもそうなのですが、テニスコートは何校にあって、そのうちオムニコートのテニスコートというのはあるのでしょうか。

#### 吉岡体育学校安全課長

ただいま、高等学校でテニスコートが何校にあるかという御質問でございましたが、申し訳ございませんが、今、手元に資料がございません。申し訳ありません。

#### 南委員

私の地元のつるぎ高校、脇町高校が共にテニスの指定校で、インターハイとかでも結構いい成績を残したりしているのですが、土のコートなのです。

土のコートだったら雨が降ったら使えないし、雨がやんだからといってすぐに使えるわけでもない。どうしているかというと、近くにあるオムニコートのところに練習に行っているわけです。脇町高校だったら2キロメートルちょっと行ったところにあるうだつアリーナという市のコートを使い、つるぎ高校はつるぎ町が持っている貞光ゆうゆう館の下の付属のテニスコートで練習しているのですが、特に貞光ゆうゆう館の下のところは民家もあるので、練習試合とかをやっているとうるさいと苦情が来たりして、使い勝手としてはそれほど良くないという中で、このテニスコートも土のコートで一切使っていないのですよね。

プールがあり、テニスコートがあるところだったら、すごい面積が使われないままになっていて、これまでは耐震化というのでそっちにずっとお金を掛けていかなければいけなかった中で、いろんな体育施設が後回しにされてきたなど。

これからは高校の在り方も含めて、そういう敷地を地域に開放できるようにするなり、供用していきなり、そういう考え方も含めて使い方を考えていくべきではないのかと思うのですが、お答えになってくれますか。

#### 臼杵副教育長

南委員から、学校の体育施設についての御質問を頂きました。

確かに使っていないプールが数としては現状ございます。また、テニスコートにつきましても、委員からお話がございましたように、学校のテニスコートを使わずに民間といいますか、地元の他のテニスコートを使うという例もお話を頂きました。確かに、こうした学校体育施設を有効活用していくのが地域の皆様にとりましても非常にメリットの多いことかと思えます。

今後、例えば現在、高校の体育施設の開放につきましては各学校におきまして検討いただいたりもしております。また、鳴門渦潮高校ではモデル校という形で地域への開放を進めているところもございまして、こうした取組状況などもしっかり踏まえる中でどのような有効活用ができるのか、今後しっかりと検討していきたいと思えます。

南委員

プールの取壊しも、テニスコートをオムニコートにするにしても結構な費用が必要なもので、長いスパンの中で高校の在り方を含めた利活用の仕方を考えていただけたらと要望して終わります。

大塚委員長

質疑の途中ですが、換気のため休憩いたします。（14時00分）

大塚委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時04分）

それでは、質疑をどうぞ。

長池副委員長

お疲れ様です。あとちょっとでございます。

先日、本会議で代表質問させていただきまして、その際にタブレットの一人1台端末ということで質問させていただきました。

その後、一般の方というか知り合いの方から、長池さん、タブレットのことを言ってくれよったなというような感じで反応がありまして、生の声を結構頂くことができました。いわゆる保護者の方が中心なのですが、ちょっと各家庭で困っているんよ、先生方も困っているよんよということをよく聞きました。昨日の徳島新聞の読者の手紙にもそういった内容のことが載っておりました。これは保護者の方ではないのかな、元先生っぽい感じもしました。

午前中から岡委員はじめ各委員さんがタブレットのこと、GIGAスクールのことを御質問されているので、かぶる部分は私も質問しませんが、その中で2、3点、違った視点でお聞きしたいのです。

まず一つが、先日の代表質問の御答弁の中に、確かGIGAスクールのそういった運営における問題点とかトラブルに対して、GIGAスクール運営支援センターを新年度から設置するというふうな御答弁があつて、平日とか土日、夜間も含めて学校や家庭からのトラブルの相談に応じるヘルプデスクというのですかね、そういうのを設置したり、また通

信環境の確保とか、そういった諸問題を調査して改善するというふうなことを目的としてGIGAスクール運営支援センターを設置すると。

これは、実際に新年度とはいつぐらいからするのか。あと、これは困ったとき用の救急駆け込みコールセンター的なものなのか。そうではなくて、運営そのものをここが議論していくというか、諸問題を解決するためのセンターなのか。ちょっとそのあたりを御答弁よりももう少し更に詳細を教えていただけたらと思うのですが、分かる範囲でというか、決まっている範囲で結構です。

古味総合教育センター所長

先ほど長池副委員長から、GIGAスクール運営支援センター整備事業につきまして、もう少し詳しく教えてほしいという御質問がありました。

このGIGAスクール運営支援センターにつきましては、委員からもありましたように、まずは学校の授業や家庭での持ち帰り等での学びを充実するためのヘルプデスクというものを一つ設置して、そのほかに教育の基盤となるネットワーク環境の点検等を行うようになっております。

それで、この学びの充実のためにヘルプデスクを設置するのですが、ヘルプデスクについては電話対応で、その地域からいろいろ電話することによって困っていることを解決するような形で今のところは考えております。

それから、ネットワークの点検については、各学校におけるネットワークの状況等について点検してもらうということで、あとネットワークの点検後に応急対応が必要な場合は、その中の予算措置でできるものは緊急対策を行うというふうな形になっております。

長池副委員長

すみません、ネットワークの点検とは、飽くまで学校が発信する際のことということでしょうか。先ほど議論にあった家庭のネットワークというのは、また別というか、そのあたりはどのようなイメージなのでしょうか。

古味総合教育センター所長

長池副委員長から、ネットワークのことについて御質問がありましたように、点検を行うのは、学校のネットワークの状況について点検を行うということになっておりますので、家庭でのネットワークについてはこの事業の中に入っていないということになります。

長池副委員長

まず、ネットワークを発信する学校側のネットワークというのは重要でございます。これは技術がいろいろ進歩していくので、今はいけても2年から3年したらもうすぐに機種変更とか、私も詳しくないのですがそういった問題が常に上がってくるのだらうなというふうに危惧しておる中で、発信する学校側がどうにもならないのではいけないので、先ほどの午前中の議論の中でも、教職員の方の端末を新しくしたというかグレードを上げたということ、それは必要だと思います。

多分、皆さんが今使っているのは、グレードが大分低いのではないかと感じて気にはなっているのです。職員の方から、実は我々も大変なのですよという声を聞きましたので、学校だけでなくこういう機器は何年かしたらちょっとグレードが下がってくるのかなという心配をされていて、今後端末のグレードであったり性能というのは常に付いてくる問題なのだろうと、これはまずそういう問題があるということです。

あと、お問合せがあった中に、オンライン授業のイメージとして、今は学校が休校、クラスが休校になったときに家でするとか、そういう緊急対応的な感じで捉えているのですが、今後、例えばコロナに関係なく、質問いただいているのは入院中とかあるじゃないですか、個人の理由で学校に来られない場合に、そういうものに対応できるのかなとか。もっと言うと、不登校とか、学校に行きたくない、オンラインだったらできるという感じで、青森市とかでは実際にそういうふうな取組をして不登校の子が減ったとか、不登校の子がオンラインの授業に参加できるようになったという調査報告があったり、入院中でもやっているところがあったということです。

実際に今のところはこういうことに該当するとか、検討されているのでしょうか。実際の現場のほうではどうでしょうか。

#### 木屋村学校教育課長

ただいま長池副委員長から、例えば臨時休業のときだけでなく、家庭とつながるような取組、病院も含めてしていないかという御質問だったかと思います。

現状、県立学校のほうでございますが、一部の個人的な体調不良とかによって自宅で過ごさなければいけないケースの生徒に対してでございますが、学校で行っている授業のライブ配信をしたりというのが実際に行われているところでございます。

それから、学校のほうからの問合せで、短期間入院したりする可能性があるのだけれども、そういうときに配信してもいいのかというお問合せも頂いているところでございます。

ただ、病院側の通信状況とか部屋の環境とか、そのあたりはまた学校のほうで個別に確認して行われるものと思っております。

現状を把握している範囲でございますが、お答えさせていただきました。

#### 長池副委員長

例えば、そういうことを想定したときに出席扱いになるのかどうか、そのあたりは決まっているのですか。まだこれから検討するのですか。そのあたり、もし御答弁あればお願いします。

#### 佐山学校教育課回帰創出・消費者教育担当室長

ただいま長池副委員長さんから、出席日数に入るのかという御質問を頂きました。

そもそもオンラインによる指導というのは、文部科学省の通知によりますと家庭学習の例ということで挙げられておまして、臨時休業ですとか学級閉鎖のときにも家庭学習の有効な手段であるということになっております。

御質問がありましたように出席日数に勘案して申し上げますと、オンラインによる指導

を行ったとしてもその当日は授業日数にカウントしないということになっておりまして、授業時数としてもカウントしない、オンラインによる指導は飽くまでも家庭学習として扱うこととなっております。

#### 長池副委員長

今のところはそういうふうになっているのですね。

さいたま市とかでは、授業そのものをオンラインと教室のハイブリッドでやっているという報告もあります。つまり、生徒さんにアンケートを採って、休業もコロナも関係なく元気に学校へ来れる生徒さんにどちらか選べるとしたらどっちがいいですかというふうにアンケートを採ったら、20パーセントぐらいの人がオンラインがいいと、逆に言うと8割の人は学校へ来て皆に会いたいという答えが出たので、ちょっとほっとしているのですが、2割ぐらいの人がオンラインのほうを選ばれるという調査結果も出ています。

今後、こういうことが増えてくるのだろうと思いました。学校に来ないと出席日数に入れんぞとなったら、無理やりにでも来るのだろうけれど、もしかしたら、そういう時代がすぐ目の前に来ている。つまりは、認めざるを得ないような形での事故とか入院とかによるオンラインでの授業を出席に認めると、それとか体調不良もオンラインで授業を受けてくれたら、それはそれで学びの場なので認めるという時代が来たら、それこそ学校に来るのが半分ぐらいしかいないようになるとか、そんなことも考えられました。

それを今ここで議論して答えを求めているのではないのですが、例えば今みたいな将来を見据えた問題、先ほど冒頭に申し上げた端末のグレードの問題であったりとか、これは今後GIGAスクールをやっていく上で、1年やってきて本当に様々な諸問題が出てきている中で、そういうのを常にといいか、前もって検討していく会議みたいなものはあるのですか。県のほうでは、それはどこになるのですか。

#### 古味総合教育センター所長

徳島県のほうでは、徳島県GIGAスクール構想推進本部というものを設置しておりまして、小中高、特別支援等の各部会で状況を把握しながら、そしてまた、本部会というところがありまして、その本部会のほうでGIGAスクールの推進について協議を進めているところです。

その中でも、1年間を通じて活用状況等につきましても、いろいろ徳島県におきましては全国に先駆けて小中学校に加えて高等学校まで一人1台タブレット端末を整備しまして、県立学校では日頃の授業の活用だけでなく持ち帰って学習支援アプリを活用した家庭学習とか、学校からの授業配信や個別指導、またオンライン会話で磨いた英語力を生かすような海外姉妹校との議論を通じた体験学習などを実施しているところです。

また、小中学校におきましては、授業での調べ学習やウェブ会議システムを活用したグループ学習とか、体育、音楽などの実技を動画で撮影をして学びを振り返る、評価に活用するといったような、従来の学習とICT環境をベストミックスした効果的で効率的な教育活動についていろいろな御議論を頂いたところでございます。

そういうふうな推進本部会議の協議事項等を通じまして、徳島県のGIGAスクールの推進を図っていきたいと考えているところでございます。

## 長池副委員長

今、いろいろ御紹介いただきました体育とか音楽とかの動画とか、電波のないところで動画は撮れないので、是非、音楽室と体育館はW i - F i 環境を完備していただけたらと思います。

多分、いろんな可能性がある、そういった将来性があるG I G Aスクール構想なのですが、始まってから1年たっていますので、今私が危惧しているようなこと、家庭から上がってきている声をしっかりその都度並行して検証して行っていただきたいと思います。これもできる、あれもできるというふうなすばらしい構想なのですが、多分、今1年目で生徒も家庭も先生もまだ慣れていないということが多いのではないかと思います。

午前中に岡田委員が言っていた平時でもオンライン授業をしたらということには正にそのとおりでして、コロナで休校になったときだけ家庭に持って帰らせて急にオンライン授業をしてもこれは無理ですよ。ふだんから学校の中でもオンライン授業を試みたり、そういう工夫をしてみずには慣れさせなければいけないのかなというふうに思います。学校の先生にとってもそうだと思います。これに慣れてきたら、もう大丈夫だと思います。皆さんも同じだと思うのですけれども、そういうことを是非、推進して行ってほしいと思います。

あと、ここはZ o o mで授業というかオンラインをしていると聞いたのですけれど、徳島市の小学校はなんかT e a m s というのですか、なんかそういうソフトになっているのです。Z o o mとばかり思っていたら、T e a m s というものがあると。そのあたりについて高校とか、小中学校の現状を把握されておりますか、どうですか。

## 古味総合教育センター所長

高等学校におきましては、Z o o mのライセンスを購入いたしまして、Z o o mを使ったオンライン授業を行っています。

市町村につきましては、先ほどのT e a m s というのはアプリケーションの中の一つなのですが、それを導入している市町村教育委員会のほうは、Z o o mのライセンスでなくてT e a m s を使ったほうが良いということで活用していると考えております。

## 長池副委員長

多分、アプリケーションのことですよね。そういうソフトが中学校のときにT e a m s で、高校でZ o o mになっても子供は適応が早いので最初だけだと思います。それはそれでいいのですが、先生方が大変かなという気がしました。

アプリの問題だったり、そのアプリをいかに上手に使うかという使う側の問題であったり、あとはタブレット本体のそういった性能の問題であったり、それをうまくつなげるネットワーク全体の問題であったり、いろいろ問題の視点が違うと思うのですが、それを早い段階で一つ一つしっかりとクリアして、それこそ電話が掛かってきたときにきちんと対応できるようにしていただかないと、多分、新年度になったらかなりの問合せなりが一杯来るのではないかなというふうに危惧しております。まだ1か月ありますので、もう終わったと思わずに準備を始めていただきたいです。



あとは、ほかにもいろいろあるのですが、またちょっと複雑な質問もありまして、この場で説明しにくいので今日は置いておきますが、最後に一言、ちょうど2年前に私がこの委員会で議論しておったときに、小松島西高等学校でコロナが出たと、同じ飛行機で一緒に帰ってきたというだけで出たわけではない、陽性ではないのですが、豪華客船に乗っていた人と一緒に飛行機に乗っていただけで、小松島西高の生徒さんがコロナの感染疑いというか、今から思うと誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>でないけれどもひどいことになりました。修学旅行の帰りだったと思うのですが、私も地元なのでそんな問合せがいっぱいありまして、小松島西高校の親御さんに熱が出ただけで、それがインターネットで回ったりして、今から思うとすごい時期だったのだろうな、時期というか本当にコロナというものに対する未知の恐怖があった。

当時、私が言ったのは、とにかく小松島西高校は余りにも学校に行くのを控えたりする、なんかデマがいっぱい飛び交ったので、あそこだけでも休校にしたらという提案しました。確かそうだったと思います。そうしましたら、もうちょっと状態を見ますというか、当時は休校にするという考えが余りなかったのです。それで、夕方か夜に安倍総理が、全部休校にしますと言った。なんじゃそれと思った。

次の日だったか、慌てて臨時で教育委員会の文教厚生委員会を開いたように思います。細かい点はいいのですが、それからもう2年がたって、本当に子供たちを取り巻く環境が随分壊されてしまった。負のマイナスの部分はあるのですが、今日の議論のようにタブレットであったり、ワクチン接種であったり、検査であったり、いろいろな武器も2年間でそろってきたというふうには思いました。

ですので、まだまだ第6波が続きそうでございますけれども、決して2年間が無駄ではなかったという思いがしております、それも教育委員会はじめ子供たちの現場で御指導していただいている先生方の御努力もあってかなということ、本当に感謝したいというふうに思います。是非、GIGAスクール構想も大変だと思いますが、それもこの2年間でコロナと引換えに勝ち得た我々の武器だと思って、是非有効に使っていただきたいということも併せてお願い申し上げて、私からの質問とさせていただきます。お疲れ様でございました。

#### 大塚委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

## 扶川議員

私は経済委員会に所属しておりますので、それに関係してこちらに関わることをお尋ねします。

農林水産部では、今年度に有機農業等産地拡大加速化事業と「阿波地美栄」利活用拡大事業というのが予算化されておりますが、どちらも学校給食に対する有機農産物の活用やジビエ活用といった形で教育との関わりが深いんです。是非、積極的に連携して食育の取組を進めてほしいという立場でお尋ねするわけです。

有機農業等の事業については、一つは化学肥料や農薬の使用を減らすことで脱炭素に寄与する、また今、発達障がいとの関係で疑われているネオニコチノイド系農薬なんかをはじめ、各種農薬を減らすことでより安全な学校給食を実現できる。それから、今治市のような先進地の取組では地産地消、減農薬あるいは有機栽培の食材を導入することによって子供たちの食生活の改善を進めると、和食に親しむことで健康な体づくりにつなげていくと、それが更に広がっていく中で地域内経済循環が生まれるという効果があり、地域の食文化に親しむことにより郷土への愛着や誇りを育み、成人になっても地元への農業への就労をはじめ、地域に定着する若者を育てられる可能性がある、本当にいろんな可能性を持っているのです。

こういう事業だけに、学校給食への採用だけじゃなくて、例えば学校農園での有機栽培とか、地元食材の調理実習等、意欲的な挑戦をして、来年度はモデル事業ということではありますが、その終了後も技術的な問題解決に取り組んでいっている農林部局と連携して着実な取組の拡大を県内で進めていただきたいと思います。

ジビエも同様に安全な食材、地産地消の食材という特徴を持っておるわけですが、これはあわせて、人間が殺した野生の命を食するという意味で命の教育にもつながっていくわけです。

それから、なぜこんな害獣が増えているのかという点を考えていく中で、環境教育にもつながっていきます。環境を考えるという教育については、有機農業は化学肥料で荒廃した農地、北米なんかで見られる地下水の大規模な枯渇による枯渇、環境破壊、アフリカなどでのプランテン単一栽培による森林破壊等、地球規模の環境破壊に一つの対策となるものだとも言われています。

今の子供たちが大人になる頃にやって来ると言われる世界的な食料危機、これはNHKでもドキュメンタリーで放送されました。これを回避するために、大人の責任として真剣に取り組むべき教育だということで、今、最も環境教育に優れた役割を果たせる教材だと思うのです。

長々と申し上げましたが、教育委員会として有機農産物及びジビエの給食について本気で取り組んでいただきたいと思います。どのようなお考えかお伺いします。

## 吉岡体育学校安全課長

ただいま扶川議員から、有機農産物、ジビエの学校給食への活用について御質問を頂きました。

まず、ジビエの活用でございますが、徳島県でも増え続ける野生鳥獣の捕獲とそのジビエの利用方法が課題となっております。本県におきましては、三好市の鳥獣加工施設、祖

谷の地美栄が全国2か所目の国産ジビエ認証制度を受け、2019年には第5回全国ジビエサミット徳島大会が開催されるなど、消費拡大に向けての取組が広がっています。

このジビエを学校給食に提供するに当たりましては、安全・安心を第一とし、安定した供給体制や味、衛生状態、価格などの様々な条件を整える必要がございます。特に保護者の理解を得ることが重要と考えております。また、食物アレルギーを有する児童生徒も喫食をいたしますので、その安全性も検討する必要がございます。

今回、鳥獣対策・ふるさと創造課が阿波地美栄利活用拡大事業で予定をしております学校給食での利用拡大につきましては、現在、正式なお話は聞いておりませんが、詳しいお話を確認いたしまして、予定しているモデル地区での学校の選定や事業の活用について協力してまいりたいと考えております。

もう一つ、有機農産物に関しましては、有機農産物の活用のメリットといたしまして環境問題の解決の一つになること、デメリットといたしましては安定供給、それから価格の問題、また作物自体が不ぞろいであったり、虫がたくさん付いていることから調理が大変になるということが考えられます。学校給食への有機農産物の活用につきましては、価格と安定供給ができるかどうか大きな問題となってきます。

もうかるブランド推進課から、こちらのほうも正式なお話はまだ聞いておりませんが、農林水産部局の事業によりましてこれらの問題が解決できましたら、学校栄養職員を通じて各市町村へ情報提供や有機農産物の活用について協力してまいります。

#### 扶川議員

確かに、今おっしゃったように有機農産物は克服する課題がたくさんございます。ですから、学校給食費に跳ね返るような形で保護者にお願いしても、なかなか同意を得られないと思います。

しかし、ヨーロッパなんかでは、例えば有機の卵とそうでない卵があったら、高くてもそっちを買うような消費者が子供のレベルでも育っているそうです。そういう世界的な趨勢の中で、日本の農業も2050年に有機25パーセントというような大きな目標を国として掲げているわけです。これは結局、これまで形とか色とか、見た目なんかにこだわって安全性とかそういう本質を見ていなかった消費の在り方にも問題を投げかけられているわけです。

エシカル消費という考え方がありますが、エシカル消費者を育てていく教育にもつながってくるもので、その見た目とか食わず嫌いとか、とにかくそういうものを克服していくための議論、これも環境保全のために是非必要なんだという議論を教育サイドからもしっかり議論していただいて、農林水産部のほうの技術開発待ちもありますけれども、それにとどまらず、既に今治市ではかなり取り組んでいるわけです。

小松島は熱心だという話を聞きましたけれども、そういう先進地に学んで全県的に広がっていただきたいということでございます。これは要望しておきますので、モデル地域の次には、再来年度には更に広げる取組に挑戦していただきたいと思います。

本来はコロナのことをお尋ねしようと思っていたのですが、ロシアのことがあるのでお尋ねします。

今日は庄野委員さんが、人権で平和教育の大切さということを言われましたが、そのと

おりだと思えます。自然災害であれ、感染症であれ、食料危機であれ、今回のような戦争であれ、人間というのはよく正常化バイアスというものによって心の平安を得ようとする。そのために準備ができていなくて、いざというときに危機に対応できない場合があるということは言われております。

私たち大人自身がバイアスの首切りから逃れる努力をして、日頃から防災、環境破壊、それから感染症対策、食料危機、戦争みたいなものに対して心構えができていなければいけないのですけれども、子供たちの有権者年齢が18歳になるような時代に、高校生ももう卒業を待つまでもなく今の政治に直接関わっていかなければいけないわけです。

そこで、地震、津波の問題とか感染症のことなどが学校でも教育の中で取り組んでおられると思えますけれども、今回のロシアによるウクライナ侵略のような目の前にある教材が出てきているわけですから、是非、高校生に対する平和教育、これを生かして今こそ取り組んでいただいて、自分の頭で判断ができる賢い生徒を社会に送り出していきたいのですが、どのようにお考えか教えてください。

#### 木屋村学校教育課長

学校におきましては、まずは日々起こっております時事問題と申しますか、新聞の記事やテレビの報道等を受けまして、子供たちは朝のホームルーム活動でありますとか、そういう時間を活用しまして意見を交換するようなことも行っているところでございます。

ウクライナの問題については正に今発生している状況ですので、それがどこまで行われているかというのは把握できてない状況でございますが、議員がおっしゃるように、これから18歳で成年の時代を迎えてまいりますので、高校生に限らず小学生、中学生のときから地域や国、世界に課題があるという目を持って学習を進めていくようにしているところでございます。

#### 扶川議員

それを聞いて安心しました。平和教育というと偏向教育だということを昔言われたことがあります、今でもそんなことがあるのでしょうか。

そういう偏向と言われるような教育であってはならんわけですがけれども、例えば今、ロシアのウクライナに対する戦争というのは侵略だと言われておりますけれども、一体侵略というのはどういうことを指すのかとか、いろんな目の前で起こっていることに関して勉強の切り口があると思うのです。この機会にしっかり学校現場で先生方自身が頭を整理して取り組んでいただきたい。災害と同じで、目の前で事象が起こっているときにこそ真剣に学べると思うのです。このチャンスを逃すべきではないと思えます。

それから、この戦争に関係するのですけれども、言っては悪いですがけれども、ロシアも専制的な国です。中国も専制的な国です。北朝鮮も専制的な国です。こう言って私は差し支えないと思えますのではっきり言えますけれども、その国々が、中国にしても朝鮮にしても日本の近くにあるわけです。ウクライナと同じようなことが起こったら、本当にどうなるのだろうというようなことを無視しては生きていけないわけです。これから私たち大人もそうです。子供たちもね。

では、そういう国は自分たちの国とどう違うのだろう、専制的ってどういうことだろ

う、独裁的ってどういうことだろうと、何で皆が反対しないのだろうということを深く議論するような授業を是非やっていただきたい。

あの厳しいロシアをはじめとして、全世界でウクライナ侵略反対というデモが起きているという、ここに若い人たちを中心にこれからの世界の希望があると私は思います。それを徳島県の教育の中でも民主主義とは何ぞや、独裁専制とは何ぞや、そこまで掘り下げて教育していただきたい。もう時間もありませんので、そのあたりのお考えをお聞きして終わります。

木屋村学校教育課長

ただいま扶川議員から、今正に世界で起こっていることを自分事として捉え、民主主義の在り方等について議論することが大事であるというふうにも言われたところでございます。

正に子供たちにとっては、遠く離れた場所で起こっていることではなくて全世界が注目していることでもあると受け止めながら、自分事として捉えるように学校のほうでも教育を進めていけたらと思っております。

大塚委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第18号、議案第39号、議案第50号、議案第65号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たり、委員各位におかれましては、この1年間終始御熱心に審議をなされ、また委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深くお礼申し上げます。おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、榊教育長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の教育行政の推進に反映されますよう強く要望してやまない次第でございます。

依然、新型コロナウイルス感染症が県民生活に大きな影響を及ぼしております。皆様方には、引き続き感染防止対策に万全を期していただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍いただきますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### 榊教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

大塚委員長、長池副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間本当に多くの御意見や御提言を頂き、ありがとうございました。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染防止対策をはじめ、GIGAスクール構想、働き方改革、ダイバーシティとくしまの促進など、いろんなことに取り組んでまいりましたが、皆様方から頂きました御意見を肝に銘じまして、子供たちの学び、心と体をしっかりとこれからも育てていきたいと思っております。

最後になりましたが、委員長、副委員長をはじめ、委員の皆様方の今後ますますの御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

今年度、本当にありがとうございました。

#### 大塚委員長

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（13時35分）